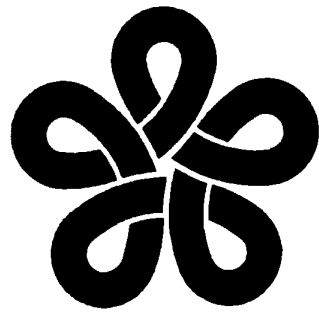


令和7年度

事業概要



令和7年9月

福岡県北筑後保健福祉環境事務所



目 次

I 管内の概要	1
1 位置及び概況	
2 地勢	
3 歴史・文化	
4 交通	
5 人口	
6 産業	
7 管内の市町村	
8 人口及び世帯数	
9 保健福祉環境事務所の沿革	
II 保健福祉環境事務所の組織体制	5
1 組織及び所掌事務	
2 各課(係)の所管業務一覧	
3 職員数	
III 業務の概要	
総務企画課	8
1 総務係	
2 企画指導係	
(1) 医務関係業務	
(2) 地域医療・救急医療業務	
(3) 薬務関係業務	
(4) 厚生統計業務	
(5) 企画調整連絡業務	
(6) 学生・研修等の受け入れ	
(7) 医療従事者人権研修業務	
(8) その他の業務	
保護課	17
1 生活保護業務の実施	
2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み	
3 管内の概況	
健康増進課	19
1 健康増進係	
(1) 健康増進・栄養改善業務	
(2) 難病対策業務	
(3) 保健事業	

- (4) がん予防対策業務
- (5) 在宅医療推進事業
- (6) 原爆被爆者対策業務
- (7) 歯科保健事業
- (8) 保健活動推進調整事業
- (9) 母子保健業務

2 精神保健係

- (1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実
- (2) 精神保健福祉相談事業
- (3) 社会復帰促進事業
- (4) 自殺対策
- (5) アルコール依存症対策事業
- (6) 飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業
- (7) ひきこもり対策推進事業
- (8) こころの健康づくり推進事業
- (9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会
- (10) 久留米市保健所との連携

保健衛生課 43

1 保健衛生係

- (1) 食品衛生業務
- (2) 動物行政業務
- (3) 生活衛生業務
- (4) 水道関係業務

2 感染症係

- (1) 感染症対策
- (2) 結核対策
- (3) 予防接種法

社会福祉課 60

- 1 高齢者福祉
- 2 介護保険
- 3 障がい者福祉
- 4 婦人及び母子・父子・寡婦福祉
- 5 児童福祉
- 6 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

検査課 66

- 1 感染症検査業務
- 2 環境検査業務
- 3 食品検査業務

環境課 69

1 地域環境係

- (1) 環境啓発関係業務
- (2) 浄化槽関係業務
- (3) 温泉関係業務
- (4) 自然公園関係業務
- (5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

2 環境指導係

- (1) 廃棄物関係業務
- (2) 環境保全関係業務

資料 77

- ・ 令和5年北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態
- ・ 管内市町村別高齢化率及び管内将来推計人口
- ・ 令和5年県・北筑後保健福祉環境事務所、死因別順位及び死亡数の年次推移(人口動態)
- ・ 令和5年管内市町村別、死因別順位及び死亡数の年次推移(人口動態)
- ・ 令和5年北筑後保健福祉環境事務所管内の部位別にみた悪性新生物による死亡者数
- ・ 管内将来推計人口(令和5年10月推計)

管内の概要と組織体制

I 管内の概要

1 位置及び概況

当事務所の管轄区域は、県都福岡市の南東 30 km に位置する朝倉市をはじめ、うきは市、小郡市、筑前町、大刀洗町、東峰村の 3 市 2 町 1 村で構成され、総面積 551.59 km²、令和 7 年 4 月 1 日現在で世帯数 73,918 戸、人口 181,258 人となっています。

2 地勢

本地域は、東西に 33 km、南北に約 28 km の広がりを持った農山村地区で、北側は筑紫山系の砥上、古処、馬見等の山々及び釈迦岳を境に飯塚市、嘉麻市、田川郡と接しており、南側のうち西部は久留米市と接し、東部は筑後川を越えてうきは市があり耳納山系によって八女市と接しています。

山々は本地域の中央に向かって高度を下げ、台地状となり西側の小郡、大刀洗地区は筑紫平野の一角を形成し、市街地、農地が散在している。中央部から東部にかけて朝倉市があり、その背後の山間部に東峰村が所在しています。西側は佐賀県と筑紫野市に接し、東側は大分県と接しています。

また、江川ダム、寺内ダム、合所ダム、藤波ダムは下流地域の自治体や福岡市の水資源として重要な役割を担っています。

3 歴史・文化

朝倉市には弥生時代後期の多重環濠集落の国史跡「平塚川添遺跡」、うきは市には「若宮古墳群（日岡古墳（国指定史跡）、月岡古墳（出土品・発掘記録は国重要文化財）、塚堂古墳）」、小郡市には国重要文化財の「小郡若山遺跡土抗出土品（多鈕細文鑑 2 点、甕型弥生土器 1 点、弥生土器片 1 点）」や弥生時代の集落遺跡である県指定史跡「三沢遺跡」等、管内には数多くの遺跡、史跡が発見、発掘されるなど豊かな歴史を有した地域です。

また古処山の麓にひっそりと佇む城下町秋月には秋月城跡、朝倉菱野の三連水車、小石原焼、筑後吉井伝統的建造物保存地区、戦前東洋一と謳われた陸軍大刀洗飛行場（現在、筑前町立大刀洗平和記念館あり）など、歴史と文化の薫りただよう地域です。

4 交通

管内には、国道 386 号及び国道 210 号に沿って各市町村を結ぶバス路線網、西鉄甘木線（久留米市～朝倉市）、甘木鉄道（基山町～朝倉市）及び JR 久大線（久留米市～大分市）の鉄道網、また、地域の中央部を東西に横断する大分自動車道等の交通網が整備され、それらの交通網が、県内各地を始め全国の主要都市を結び、本地域の産業・経済活動の主要基盤となっています。

5 人口

管内の人口を国勢調査結果で見ると平成 17 年から 22 年の間は 2.0%、22 年から 27 年の間は 3.5%、27 年から令和 2 年の間は 1.0% の減少となっています。

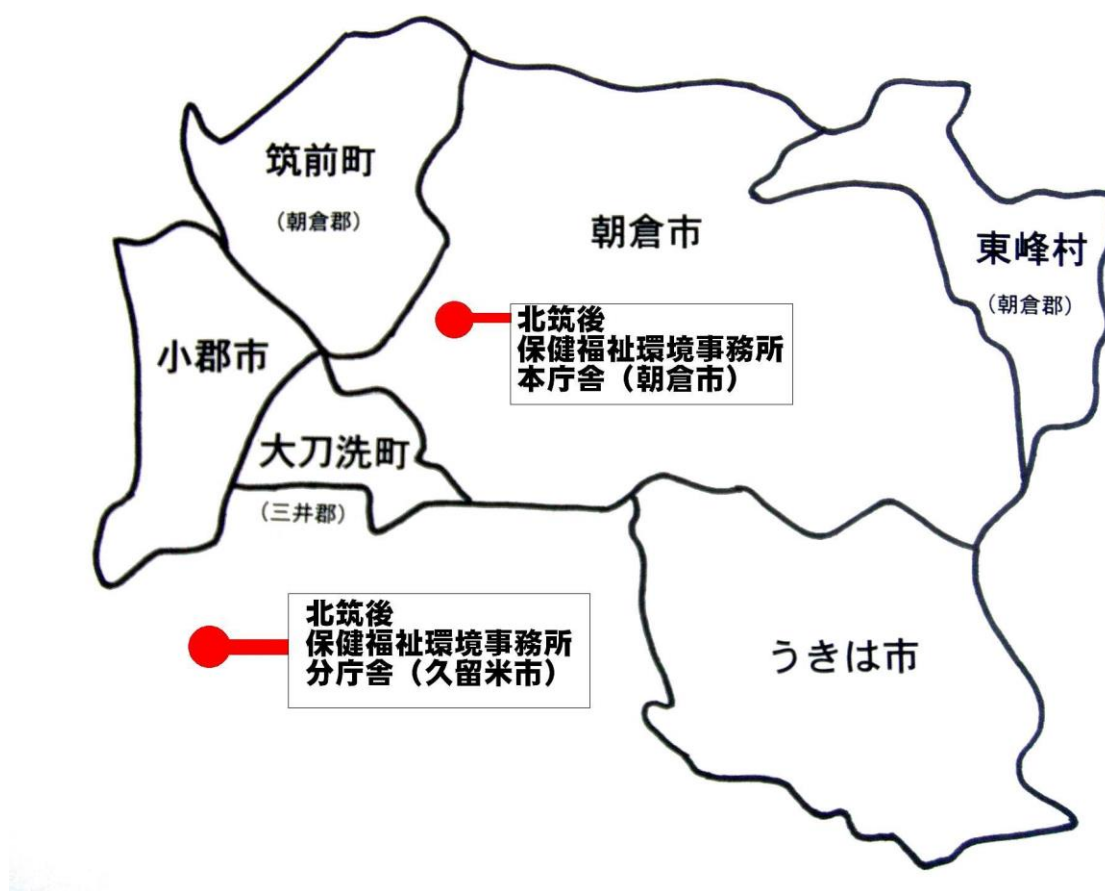
令和 2 年国勢調査による管内 65 歳以上の高齢者人口（老年人口）の割合をみると 32.0% となっており、県域全体の 27.9% と比較すると高くなっている。また、令和 6 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳等に基づく管内老年人口割合は 32.7% であり、高齢化が進んでいることが窺えます。

6 産業

本地域の基幹産業は第 1 次産業であり、南部の平坦地で稲作・園芸、山間地では林業、丘陵地では果樹が盛んに栽培されています。

また、ビール、清涼飲料水、タイヤ等を生産する製造業、秋月城址、甘木公園、三連水車、原鶴温泉等の観光業も盛んであり、毎年春、秋の観光シーズンには福岡都市圏をはじめ各地から多くの観光客が訪れています。

7 管内の市町村



8 人口及び世帯数

(令和7年4月1日現在)

資料 福岡県人口移動調査

市町村名	総人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)
小郡市	59,333	24,285	45.51
うきは市	26,162	10,486	117.46
朝倉市	47,761	20,347	246.71
筑前町	30,497	11,846	67.10
大刀洗町	15,890	6,320	22.84
東峰村	1,615	634	51.97
計	181,258	73,918	551.59

9 保健福祉環境事務所の沿革

＜朝倉保健福祉環境事務所＞

昭和19年10月	国の保健拡充5カ年計画に基づき、甘木保健所を設置
昭和26年4月	朝倉保健所と改称
昭和30年11月	両筑福祉事務所を設置 三井福祉事務所を設置
昭和47年4月	三井福祉事務所廃止、両筑福祉事務所の北野駐在室として設置
昭和61年3月	北野駐在室を廃止
平成9年4月	地域保健法施行 保健所法廃止
平成14年9月	朝倉保健所と両筑福祉事務所が統合。朝倉保健福祉環境事務所となる。

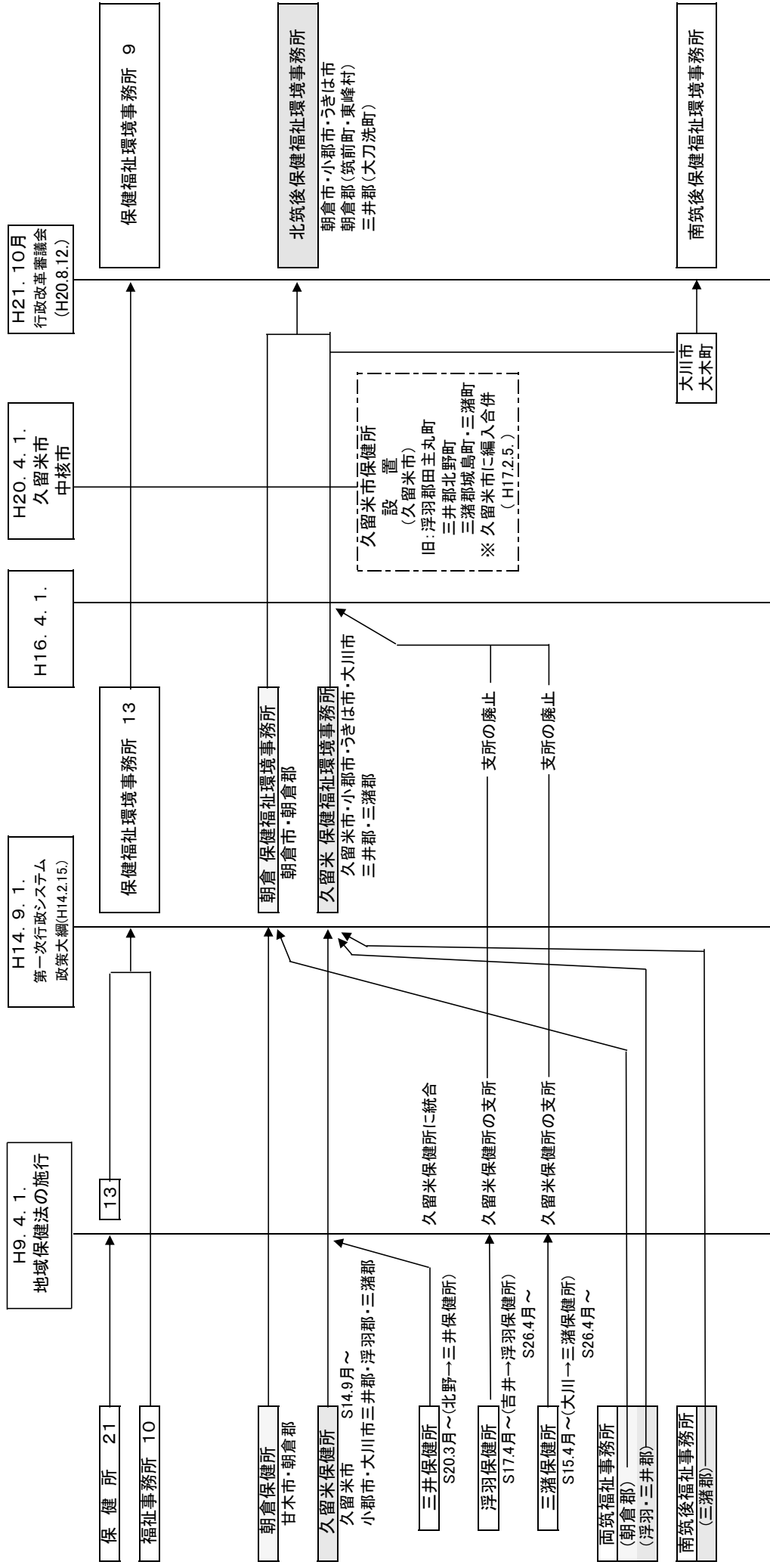
＜久留米保健福祉環境事務所＞

昭和14年9月	久留米保健所を設置
平成9年4月	久留米・浮羽・三潴・三井の4保健所が1保健所2支所に再編 浮羽保健所（昭和17年4月開設）を統合し久留米保健所浮羽支所に改組 三潴保健所（昭和26年4月開設）を統合し久留米保健所三潴支所に改組 三井保健所（昭和20年3月開設）を統合
平成14年9月	久留米保健所と両筑福祉事務所（浮羽・三井郡）、南筑後福祉事務所（三潴郡）が統合再編され、久留米保健福祉環境事務所となる。
平成16年4月	浮羽及び三潴の両支所を廃止
平成20年4月	久留米市の中核市移行に伴い、久留米市保健所が設置されたため所管区域から久留米市が除かれる。

＜北筑後保健福祉環境事務所＞

平成21年10月	朝倉保健福祉環境事務所と久留米保健福祉環境事務所（小郡市・うきは市・三井郡大刀洗町）を統合再編し北筑後保健福祉環境事務所となる。
----------	--

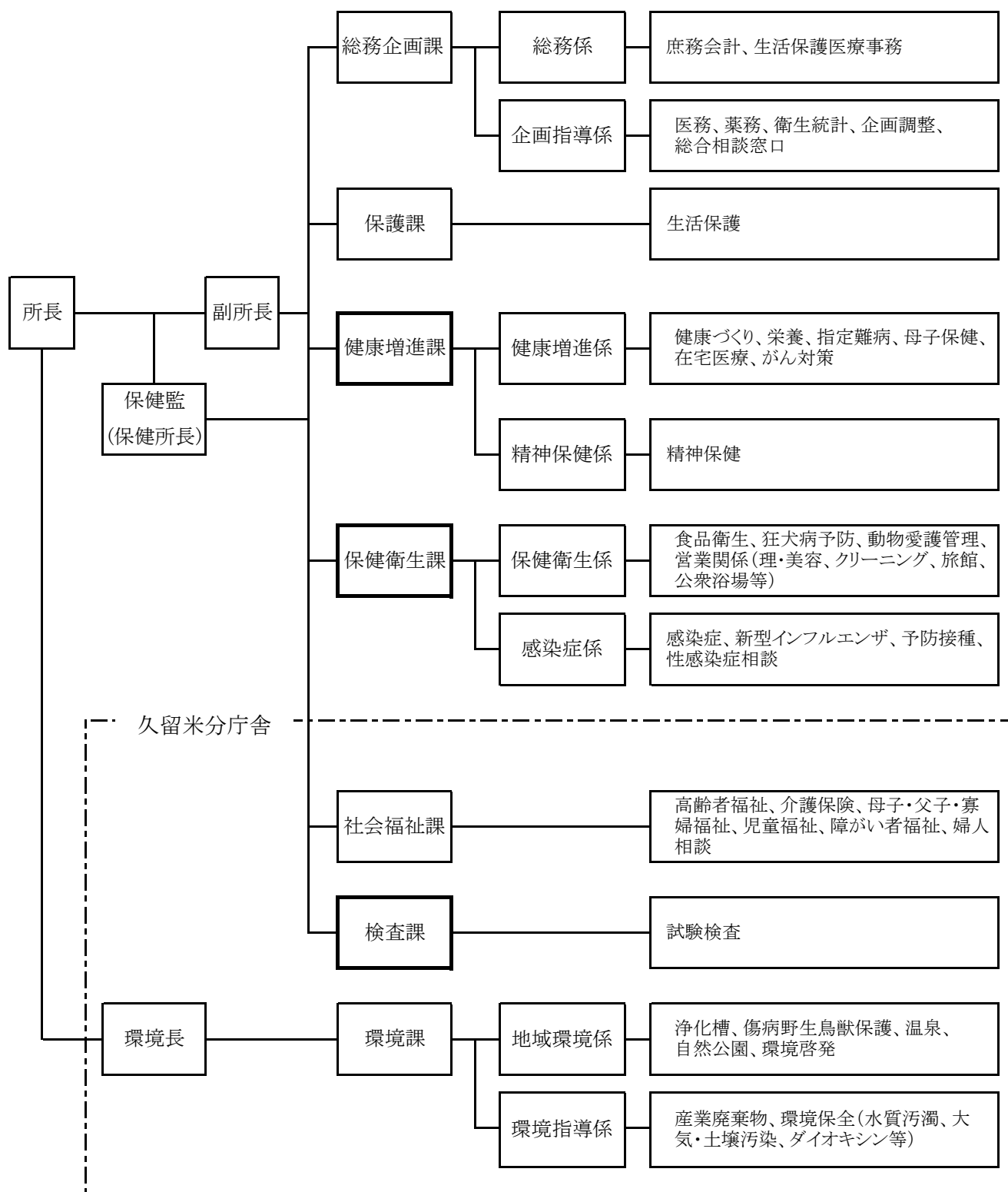
保健所と福祉事務所の統合



II 保健福祉環境事務所の組織体制

1 組織及び所掌事務

(令和7年4月1日現在)



—— 太枠の課は保健監分掌。

2 各課（係）の所掌業務一覧

本庁舎 朝倉市甘木 2014-1

課名	係名	業務内容	電話番号
総務企画課	総務係	・庶務会計、生活保護医療に関すること	0946-22-4184
	企画指導係	・病院・診療所等に関すること	0946-22-4185
		・医療従事者免許の手続きに関すること	
		・薬局、医薬品販売業、麻薬及び毒劇物に関すること	
		・衛生統計、保健所運営協議会・部会等に関すること	
		・学生実習、各種教育研修に関すること	
		・福岡県地域医療構想に関すること	
保護課		・総合相談窓口	
		・生活保護に関すること	
健康増進課	健康増進係	・母子保健に関すること	0946-22-3964
		・不妊治療費申請に関すること	
		・健康づくりに関すること	
		・在宅医療に関すること	
		・栄養改善指導に関すること	
		・特定給食施設に関すること	
		・調理師試験免許に関すること	
		・原爆被爆者の保健に関すること	
		・B型肝炎・C型肝炎の申請に関すること	
		・がん対策に関すること	
		・女性の健康相談（不妊専用電話相談）	0946-22-4211
		・指定難病、小児慢性指定疾病に関すること（難病ホットライン）	0946-22-3984
	精神保健係	・精神保健に関すること	0946-22-3965
		・精神保健福祉相談	
保健衛生課	保健衛生係	・食品衛生に関すること	0946-22-2741
		・理容・美容、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場特定建築物、遊泳用プールに関すること	
		・水道法に関すること	
		・動物愛護管理、狂犬病予防法に関すること	
	感染症係	・結核、感染症に関すること	0946-22-9886
		・エイズ、性感染症の相談・検査	
		・B型肝炎・C型肝炎の検査	
		・性感染症ホットライン	0946-22-4190

分庁舎 久留米市合川町 1642-1

社会福祉課		・ 高齢者福祉、介護保険に関すること	0942-30-1072
		・ 母子・父子・寡婦福祉に関すること	
		・ 児童福祉に関すること	
		・ 障がい者福祉に関すること	
		・ 婦人相談に関すること	
検査課		・ 試験検査に関すること	0942-30-1059
環境課	地域環境係	・ 浄化槽・温泉・自然公園等に関すること	0942-30-1052
		・ 傷病野生鳥獣保護に関すること	
	環境指導係	・ 産業廃棄物に関すること	0942-30-1058
		・ 公害に関すること	

3 職員数

(令和7年6月1日現在)

職 種 \ 区 分	職 員 数	内 訳						
		総務 企画課	保護課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検査課	環境課
一 般 事 務	29	11	6	2		9		1
医 師	1	1						
保 健 師	15	1		8	6			
助 産 師	2			1		1		
獣 医 師	5				4			1
化 学	7							7
薬 剤 師	8	2			3		2	
管 理 栄 養 士	4			4				
栄 養 士	0							
理 学 療 法 士	0							
臨 床 検 査 技 師	2						3	
診 療 放 射 線 技 師	1				1			
用 務 員 (庁 務)	1	1						
自 動 車 運 転 士	0							
動物愛護管理技術員	2				2			
計	77	16	6	15	16	10	5	9
特別職非常勤職員	6							
(生活保護嘱託医)			1					
(精神保健嘱託医)				5				
会計年度任用職員	11							
(在宅医療・介護連携支援員)	1			1				
(検査補助員・検査課検査員)	1						1	
(廃棄物不法投棄等対策専門員)	2							2
(一般事務補助員)	7	1		4	1	1		
臨時的任用職員	1				1			

業 務 の 概 要

総務企画課

保護課

健康増進課

保健衛生課

社会福祉課

検査課

環境課

Ⅲ 業務の概要

総務企画課

1 総務係

- (1) 庶務及び財務会計事務
- (2) 生活保護医療・介護事務

2 企画指導係

(1) 医務関係業務

病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、及び衛生検査所の開設や変更・休廃止等に伴う申請・届出の受理及び許可、そのほか医療従事者の免許申請等の事務を行っています。

また、管内の医療施設に対して、定期的（病院は毎年1回、診療所・助産所は3～5年に1回）に医療法その他の法律に基づく立入検査を実施し、適正な医療提供がなされるよう指導を行っています。

医務関係施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分 市町村	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所	施 術 所 (あ・は・き)	施 術 所 (柔)	歯 科 技 工 所	衛 生 検 査 所
小 郡 市	8	50	41	3	21	23	4	1
うきは市	3	30	15	0	24	11	1	0
朝 倉 市	5	53	28	4	27	25	8	1
筑 前 町	3	18	10	1	17	13	3	0
大刀洗町	1	8	7	0	6	8	1	0
東 峰 村	0	3	2	0	1	0	0	0
計	20	162	103	8	96	80	17	2

医療機関病床数

(令和7年3月31日現在)

区 分 市町村	病 院						診 療 所	
	総 数	一 般	療 養	結 核	感染症	精 神	一 般	療 養
小 郡 市	1,032	346	358	0	0	328	117	0
うきは市	350	56	114	0	0	180	46	0
朝 倉 市	774	474	140	0	0	160	64	0
筑 前 町	442	60	220	0	0	162	0	0
大刀洗町	120	120	0	0	0	0	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,718	1,056	832	0	0	830	227	0

立入検査実施状況

(令和6年度)

区 分 市町村	病 院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯 科 診療所	助産所
小 郡 市	8	3	2	6	0
うきは市	3	0	10	8	0
朝 倉 市	5	1	10	4	0
筑 前 町	3	1	2	5	0
大刀洗町	1	0	1	4	0
東 峰 村	0	0	2	1	0
計	20	5	27	28	0

(2) 地域医療・救急医療業務

ア 救急医療

休日・夜間の初期救急医療は、各医師会による在宅当番医制及び、朝倉医師会病院内に設置されている朝倉地域休日夜間急患センター（内・小・外）で実施しています。

また、二次救急医療は、消防法に基づく救急告示医療機関（管内4か所）と病院群輪番制医療機関（管内7か所）により対応し、三次救急医療は、県内10か所の救命救急センター（近隣では久留米市2か所）で対応しています。

小児の夜間・休日の初期救急医療体制は、朝倉保健医療圏の朝倉市、筑前町、東峰村では朝倉地域休日夜間急患センターが準夜帯（19:30～22:30）及び日祝の日中に対応しています。

また、久留米保健医療圏の小郡市、うきは市、大刀洗町では、準夜帯（19:00～23:00）は久留米広域小児救急医療支援事業の一環として、聖マリア病院（久留米広域小児救急センター）に地域の小児科開業医等が出務し、日祝の日中は小児科開業医による在宅当番医制で対応しています。

イ 歯科救急医療

休日の急患に対応するため、朝倉歯科医師会においては、日曜日と休日の9:00～15:00、小郡三井歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、及び年末年始の9:00～16:00、浮羽歯科医師会においては、ゴールデンウィーク、お盆、及び年末年始の9:00～14:00に在宅当番医制で対応しています。

ウ 救急医療の啓発

救急医療週間には、懸垂幕の掲示やチラシ配布、救急法等講習会の開催により、住民への啓発に努めています。

救急法等講習会については、令和6年度は、9月27日（金）に日本赤十字社福岡県支部の職員を講師に招いて実施しました。

エ ヘき地医療

管内では、朝倉市高木、及び筑前町三箇山の2地区が無医地区・無歯科医地区であるため、朝倉医師会病院がへき地医療拠点病院に指定され、巡回診療を実施しています。

また、東峰村にへき地診療所（東峰村立診療所）があり、地域住民の医療を担っています。

オ 災害時医療

行政や医療機関など各関係機関が連携し、医療救護活動を行うことは必要不可欠です。そのため、福岡県では、災害時に医療救護活動に関わる機関が連携して活動を行えるよう、災害時の医療救護活動の標準的なマニュアルとして、「福岡県災害時医療救護マニュアル」を作成しています。

災害時に医療救護所や地域の医療機関で対応できない重症者や、高度な救命医療を必要とする傷病者の受け入れを行う地域の中核的な医療機関として「災害拠点病院」が指定されており、管内では朝倉医師会病院が指定されています。

管内救急医療体制表

(令和7年4月1日現在)

二次医療圏	市町村名	初期救急医療体制			二次救急医療体制		
		在宅当番医制	休日夜間急患センター等		救急告示	輪番制	医療機関名
		医師会名	施設名	診療科目			
朝倉	朝倉市	朝倉医師会	朝倉地域 休日夜間 急患センター	内・小・外	○	○	朝倉医師会病院 朝倉健生病院 甘木中央病院
	筑前町 東峰村				○	○	
					3	3	
*久留米	小郡市	小郡三井医師会			○	○	嶋田病院 協和病院 聖和記念病院 本間病院
	大刀洗町				○	○	
	うきは市	浮羽医師会			1	4	
					0	0	

※名称中に法人名を冠する医療機関にあつては法人名を省略しています。

*久留米保健医療圏は、北筑後保健福祉環境事務所管内の小郡市、うきは市、大刀洗町の他に、久留米市、大川市、大木町から構成されています。

(3) 薬務関係業務

医薬品・医療機器等の品質確保や適正使用の推進、毒物劇物の適正管理徹底、麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物の不正使用を防止するため、次の業務を実施しています。

ア 許可、受付事務

- ・薬局、医薬品販売業の許可等に関する事務
- ・高度管理医療機器等販売業貸与業の許可等に関する事務
- ・毒物劇物販売業の登録等に関する事務
- ・麻薬取扱者免許やその他届出に関する事務
- ・毒物劇物取扱者試験の受付業務

イ 監視指導

- ・薬局、医薬品販売業者等への立入指導
- ・麻薬取扱施設（医療機関、薬局）への立入指導
- ・毒物劇物販売業者等への立入指導
- ・毒物劇物運搬車両の取締まり【警察・消防と協力して管内で実施】

ウ 啓発事業

(ア) 薬物乱用防止啓発事業の実施

- ・「6. 26 ヤング街頭キャンペーン」の実施

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ等の薬物乱用撲滅を訴えるため、国連が定めた「国際麻薬乱用撲滅デー（6. 26）」にあわせ、関係団体の協力を得て街頭キャンペーンを行いました。

[令和6年6月27日（日）朝倉東高等学校にて実施]

(イ) 薬物乱用防止啓発用DVDの貸出、啓発資材（リーフレット等）の提供

(ウ) 「不正けし・大麻撲滅運動」の実施

4月から6月にかけて、管内の植えてはいけない“けし”の抜去指導を行っています。

薬務関係施設数

(令和7年3月31日現在)

市 町 村	薬 局	店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	薬 種 商 販 売 業	特 例 販 売 業	薬 局 医 薬 品 製 造 業	高度管理医療機 器販売業貸与業	毒物劇物 販 売 業
小 郡 市	30	13	9	0	0	0	23	12
う き は 市	23	7	0	0	0	1	17	14
朝 倉 市	40	16	3	1	0	0	31	27
筑 前 町	8	7	1	0	0	0	11	6
大 刀 洗 町	3	3	1	0	0	0	5	7
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	2
計	104	46	14	1	0	1	87	68

麻薬取扱施設

(令和7年3月31日現在)

対象施設	麻薬小売業者	病 院	診療所	動物病院	合 計
件 数	86	18	84	6	194

(4) 厚生統計業務

保健福祉環境行政の諸施策のための基礎資料を得るため、統計法及び人口動態調査令等に基づき、保健統計業務を行っています。主な業務は次のとおりです。

厚生統計業務一覧

調 査 名	時 期	内 容
人口動態調査	毎月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の動態事象から、人口動向及び厚生行政施策の基礎資料を得る。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の開設、休・廃止、変更等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
病院報告	毎月	病院の基本的実態及び利用状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
衛生行政報告例	毎年・隔年	衛生行政の実態を数量的に把握し、行政運営のための基礎資料を得る。
地域保健・健康増進事業報告	毎年	地域の特性に応じた保健施策の実施状況等を実施主体ごとに把握して、地域保健対策の効率・効果的な推進のための基礎資料を得る。
国民生活基礎調査	毎年	保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎資料を得るとともに、各種調査の親標本を設定する。
医療施設静態調査	3年に1回	医療施設の分布変動状況、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
患者調査	3年に1回	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、疾病及び受療の種類、在院日数等を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
受療行動調査	3年に1回	医療施設を利用する患者について、医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。
所得再配分調査	3年に1回	社会保障制度及び租税制度における所得再配分の実態を明らかにし、社会保障施策立案の基礎資料を得る。
社会保障・人口問題基本調査	毎年	人口・経済・社会保障の間の関連を調査することにより、厚生労働行政の施策立案の基礎資料を得る。
医師・歯科医師・薬剤師 統計	2年に1回	全国の医師、歯科医師、薬剤師の分布及び就業の実態を把握し、医療行政の基礎資料を得る。
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	単年	家庭の生活実態調査及び生活意識を把握することにより、生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得る。

(5) 企画調整連絡業務

ア 保健所運営協議会

地域保健法第11条及び福岡県保健所運営協議会条例に基づき、所管区域の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、福岡県北筑後保健所運営協議会の設置・運営しています。

また、福岡県保健所運営協議会条例第9条に基づき、保健所運営協議会の部会として、保健医療計画部会、地域救急医療部会、保健事業部会、精神保健福祉部会が設置されています。

<保健所運営協議会組織及び所掌事務>

福岡県北筑後保健所運営協議会

(審議)

地域保健及び保健所の運営に関すること。(地域保健法第11条)

(福岡県保健所運営協議会条例第9条の規定に基づき部会を設置)

→ 保健医療計画部会

(所掌事務)

地区保健医療計画(案)の作成に関すること。

地区保健医療計画の推進に関すること。

その他、各部会との連絡調整に関すること。

→ 地域救急医療部会

(所掌事務)

救急医療体制の整備運営に関すること。

健康危機管理体制の整備に関すること。

その他、救急医療の推進に関すること。

→ 保健事業部会

(所掌事務)

保健事業の計画的実施に関すること。

保健事業の評価に関すること。

関係機関、団体等の連絡調整に関すること。

その他、保健事業の推進に関すること。

→ 精神保健福祉部会

(所掌事務)

精神障害者の早期治療に関すること。

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加に関すること。

地域住民の精神的健康の保持増進に関すること。

その他、地域の実情に応じた精神保健福祉事業の推進に関すること。

令和6年度 保健所運営協議会

開催日時：令和6年8月22日(木)

議事：(1) 部会報告等について

(2) 令和6年度年間事業計画について

イ 地域救急医療部会

地域の救急医療の円滑な業務を推進するため、保健所運営協議会地域救急医療部会において救急医療体制の整備運営等について協議をしています。

令和6年度 保健所運営協議会 地域救急医療部会

日 時：令和6年8月7日（水）18:55～20:00

場 所：朝倉医師会2階 研修ホール

実施方法：参集

情報提供（1）当所管内の医療措置協定締結医療機関について

（2）新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練について

議 事：（1）北筑後保健所管内における救急医療の現状について

ア 救急搬送の状況

イ 地域救急医療体制の状況

ウ 歯科休日急患診療体制の状況

その他：北筑後地区健康危機管理緊急連絡先について

ウ 地域医療構想

団塊の世代が75歳となる2025年に向け、高齢者人口は増加し、必要とされる医療も地域により異なってくるものと考えられています。地域医療構想は、病床の機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに将来の医療需要と必要病床数を推計し、2025年のあるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、医療計画の一部として策定されています。（医療法第30条の4第2項第7号）

県では、策定段階から構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置し、地域課題の分析を行い、地域医療構想の達成に向けた施策の検討を実施しています。

（ア）朝倉区域

＜地域医療構想調整会議＞

	日 時	場 所	議 事	出席者
第1回	令和6年 9月3日 19:00～ 20:20	朝倉医師会病院 研修ホール	・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について ・地域医療構想の取組状況について ～各区域における課題の検証（評価）～	15名
第2回	令和6年 2月17日 19:00～ 21:00	朝倉医師会病院 研修ホール	・地域医療構想の取組状況について ～各区域における課題の検証（評価）～ ・令和6年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について	15名

（イ）久留米区域

＜地域医療構想調整会議＞

	日 時	場 所	議 事	出席者
第1回	令和6年 8月19日 19:00～ 21:30	久留米 医師会館	・病床機能再編支援給付金について ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について ・地域医療構想の取組状況について ～各区域における課題の検証（評価）～	20名
第2回	令和7年 2月26日 19:00～ 21:00	久留米 医師会館	・地域医療構想の取組状況について ～各区域における課題の検証（評価）～ ・令和6年度外来機能報告に基づく紹介受診重点医療機関について ・病床機能分化・連携促進施設整備事業について（高木病院） ・医師の働き方改革を踏まえた救急医療提供体制について	21名

エ 健康危機管理

(ア) 健康危機管理体制の整備

地域における健康危機管理体制の強化を図るため、「北筑後地区健康危機管理マニュアル」、及び「北筑後地区健康危機管理緊急連絡先一覧」を作成し、運用しています。

(イ) 医療安全対策研修会

毎年、診療所及び助産所等の職員を対象に、医療安全対策に関する研修会を開催しています。

令和6年度 医療安全対策研修会

実施日時：	令和7年3月12日（火）19:00～20:15
実施場所：	朝倉市総合市民センター「ピーポート甘木」
対 象：	医療機関・薬局の職員等
内 容：	講演「病院・診療所等における医療安全とクレーム対応について」 朝倉医師会病院 医療安全管理部 医療安全管理者兼看護師長 妙見 和子 氏

オ 出前講座

当所では、管内住民皆様の研修会等に「出前講座メニュー」の中から、希望のテーマについて職員を無料で講師として派遣しています。令和6年度については、研修会への派遣は2件でした。

(6) 学生・研修等の受け入れ

医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、訪問看護師、及び社会福祉主事等各種養成機関等の学生実習の受け入れを行っています。

学生等の実習指導業務

(令和6年度)

教育機関名等	学 科 名	人数	実 習 期 間	日数
帝京大学	福岡医療技術学部看護学科	2人	令和6年7月8日～7月19日	9日
久留米大学	医学部看護学科	4人	令和6年8月5日～8月9日	5日
聖マリア学院大学	看護学部	5人	令和6年9月9日～9月20日	10日
中村学園大学	栄養科学部栄養科学科	4人 3人	令和6年9月24日～9月30日 令和6年10月7日～10月11日	5日
福岡女子大学	国際文理学部食・健康学科	1人	令和6年10月7日～10月11日	5日

(7) 医療従事者人権研修業務

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、管内医療機関の職員を対象に人権問題研修を実施しています。

令和6年度 医療従事者人権研修

日 時：	令和6年9月2日（月）14:00～15:00
参加施設数：	医療機関 40 名（病院 20 施設、診療所 2 施設）
講演内容：	人権が尊重される社会の実現をめざして ～人権の学びをより確かなものに～
講 師：	福岡県教育庁北筑後教育事務所 人権・同和教育室 社会教育主事補 牟田 拡充 氏

(8) その他の業務

ア 総合相談窓口業務

県行政、県民生活に関して、県民からの問い合わせ、相談、苦情、意見等を受け付け、対応しています。

また、地域保健に関する情報提供、各種専門的・技術的健康教育の講師派遣、他機関の紹介調整を行っています。

イ 民生・児童委員の事務

民生・児童委員の活動費及び弔事に関する事務を行っています。

ウ 援護事務

戦没者の遺族に対する特別弔慰金(給付金)国庫債権買上償還事務及び戦没者追悼式事務等を行っています。

エ 日本赤十字北筑後地区事務

福岡県支部からの依頼に基づく、大会参加、広報活動の支援などの事務を行っています。

保護課

1 生活保護業務の実施

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、管内の要保護者について最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため必要な保護を実施しています。

保護の対象者は、生活に困窮するすべての国民であり、利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を維持できない場合に保護が適用されます。(外国人に対しても人道上の観点から予算措置として国民に準じた保護を適用しています)。

生活保護には、次の8種類の扶助があり、被保護世帯の構成等に基づき保護基準により算定した最低生活費から当該世帯の収入金額を減じた金額(必要経費の控除や収入からの認定除外の取扱いあり)が扶助費として支給されます。

[保護の種類及び範囲]

生活扶助：食事、衣類、電気、ガス、水道など日常の暮らしに必要な費用

教育扶助：学級費、給食費、学用品、教材費などの教育に関する費用

住宅扶助：家賃、地代及び住宅の補修に必要な費用

医療扶助：病気やけがの治療に必要な医療費

介護扶助：介護サービスを利用するために必要な費用

出産扶助：出産に必要な費用

生業扶助：高等学校等の就学費、就職するための費用、技能や技術を身につけるための費用

葬祭扶助：検案、運搬、火葬その他葬祭に必要な費用

2 被保護世帯の自立を助長するための取り組み

ケースワーカーが行う助言・指導・援助のほか、自立支援プログラムを実施し被保護者の状況に応じた自立支援に取り組んでいます。

(1) 就労支援事業

職業カウンセラーを配置し、就労可能な者に対して個別に就労相談や斡旋等の就労支援を行っています。

(2) 長期入院患者社会復帰促進事業

コーディネイトアドバイザーを配置し、家族の受入が困難である等の社会的理由により長期に入院を余儀なくされている者について、関係機関と調整などを行い、退院を支援しています。

(3) 多重債務者生活再建支援プログラム

多重債務を抱える被保護者に対し、弁護士等を紹介して債務整理を行わせ、生活再建をできるように支援しています。

(4) 特別生活指導等支援事業

警察OBを配置し、警察と典型支暴力団員の排除や粗暴ケース等に対し生活指導を行っています。

(5) 年金受給資格調査支援事業

社会保険労務士を配置し、年金受給資格の調査、年金相談及び年金申請等の支援を行っています。

(6) 健康管理支援事業

保健師等を配置し、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備群に対し生活習慣の改善や適切な受診を促し重症化を予防するよう支援しています。

3 管内の概況

当所は、朝倉郡筑前町と東峰村及び三井郡大刀洗町の2町1村を所管しており、令和6年度は6名のケースワーカー(再任用ショート勤務2名を含む)で担当しました。

管内の総面積は141.91k㎡と県面積の2.9%程度、人口は48,002人(18,800世帯)と県人口の0.9%程度を占める小規模事務所です。

保護の動向をみると、平成20年2月時点で170世帯、261人、保護率0.55%でしたが、リーマンショック等の影響により、平成24年度までの5年間で約5割の増加（平成25年2月251世帯、385人、保護率0.82%）となりました。その後は微増—横ばい傾向です。

近年は令和4年度291世帯、411人、保護率0.87%、令和5年度311世帯、424人、保護率0.90%、令和6年度306世帯、406人、0.85%となっています。

申請件数は、平成25年度の71件をピークに、近年は令和4年度58件（11.6件／CW1人当たり件数）、令和5年度は69件（13.8件／CW1人当たりの年間件数）、令和6年度50件（10件／CW1人当たりの年間件数）となっています。

（保護・援護課施行事務監査提出資料による）

保護の概要

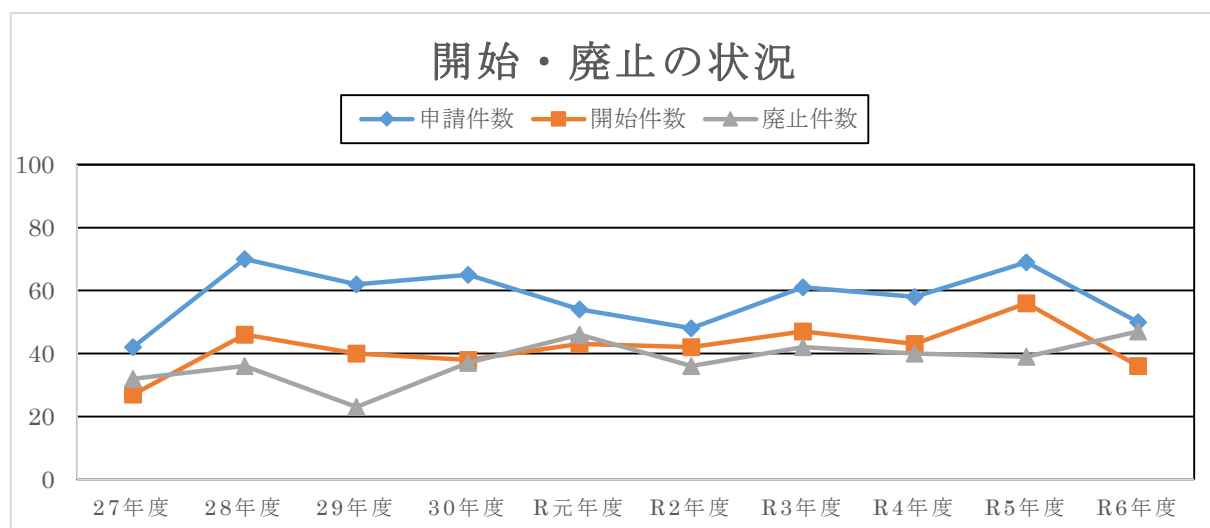
	北 筑 後			福岡県（全体）			全 国		
	令和7年 2月	令和6年 2月	対前 年比	令和7年 2月	令和6年 2月	対前 年比	令和7年 2月	令和6年 2月	対前 年比
被保護世帯	310	306	101.3	93,252	93,885	99.3	1,646,229	1,649,681	99.8
被保護人員	411	416	98.8	116,923	118,494	99.7	1,998,606	2,017,260	99.0
保 護 率	0.86%	0.88%	97.7	2.29%	2.32%	98.7	1.62%	1.63%	99.4

町村名	世帯数 (令和6年10月)	人口 (令和6年10月)	高齢化率 (令和6年10月)	被保護世帯数 (令和7年2月)	被保護人員 (令和7年2月)	保護率 (令和7年2月)
筑 前 町	11,635	30,402	30.2%	220	286	0.95%
東 峰 村	642	1,648	48.2%	10	10	0.58%
大刀洗町	6,199	15,782	28.3%	80	115	0.73%
計	18,476	47,832	30.1%	310	411	0.88%

※保護・援護課生活保護速報・保護率算出基礎人口、県HP福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移、厚生労働省報告例による。

生活保護の開始・廃止の状況

（保護・援護課施行事務監査提出資料による。）



4 県内の実施機関別保護率（令和7年2月 保護・援護課生活保護速報による。）

○県内で保護率の高い福祉事務所

①県田川 10.13% ②嘉麻市 5.97% ③田川市 5.35% ④飯塚市 4.13%

○県内で保護率の低い福祉事務所

①筑後市 0.65% ②小郡市 0.72% ③糸島市 0.76% ④福津市 0.80%

健康増進課

1 健康増進係

(1) 健康増進・栄養改善業務

ア 特定給食指導業務

健康増進法に規定された特定給食施設等に対して、栄養管理体制の充実を図るために必要な援助及び指導を行っています。

特定給食施設数

(令和7年3月31日現在)

市町村	学校	病院	介護 医療院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所 その他	計
小 郡 市	11	8	1	2	4	16	1	1	44
うきは市	9	3	0	1	4	8	1	1	27
朝 倉 市	16	5	0	3	4	16	2	0	46
筑 前 町	6	3	0	3	4	6	2	0	24
大刀洗町	1	0	0	0	2	2	0	0	5
東 峰 村	5	1	0	0	4	8	3	0	21
計	48	20	1	9	22	56	9	2	167

※表中の「社会福祉施設」は、生活保護法、障害者自立支援法、売春防止法に基づき開設された施設が分類されています。

① 個別指導

各施設の施設長や担当者から栄養管理や給食運営について直接確認を行うために巡回指導や、書面指導を実施しています。令和6年度は42施設に実施しました。

② 集団指導

施設共通の課題への対応と情報共有のために集団指導を実施しています。令和6年度は、地域の栄養ケア・食生活支援体制推進や食品衛生に関する研修会を開催しました。

日 時	内 容
令和6年 9月26日(木)	講話リスコミ「給食施設における衛生管理」他 参加者 保育所(園) 34施設
令和7年 1月24日(金)	・講演:「朝倉地域連携と栄養ケア在宅医療介護連携の輪の中で、 栄養士ができること」 ・情報提供「在宅医療提供体制充実強化事業について」他 参加者 病院・介護老人保健施設・老人福祉施設他 28施設

イ 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の身体・栄養摂取・生活習慣の状況を明らかにし、総合的な健康増進推進を図るための基礎資料となる調査が実施されています。

管内では、令和6年国民健康栄養調査(拡大調査)を1地区実施。併せて、歯科疾患実態調査を行いました

ウ 食品の栄養表示等の指導

食品の栄養成分や保健機能に関する表示の適正化を図るために、食品業者等に対して指導や助言を行っています。

また、消費者に対して、栄養成分表示や保健機能食品の活用について普及啓発を行います。

令和6年度は、個別相談・指導28件、消費者への啓発を2回実施しました。

エ 専門栄養指導事業

専門的な栄養指導、食生活に関する正しい知識の普及啓発及び充実した食環境の整備等を通して、県民の健康増進や生活の質（QOL）の向上のための食生活支援を行っています。

① 総合栄養相談事業

総合栄養相談日を開設し、食品表示基準をはじめとした、食品や外食料理等の「食」に関する専門的栄養情報の提供や正しい知識の普及啓発を行っています。

総合栄養相談実施状況（個別件数）

（令和6年度）

栄養・食事	外食ヘルシーメニュー	食品表示法 健康増進法	健康増進	給食運営管理	地区活動 他	合計
3	17	29	4	40	12	105

② 地域の栄養ケア等の整備支援

高齢化の進展に伴い、地域高齢者の食支援に携わる管理栄養士等関係者の資質向上を図るための協議や研修を行っています。

令和6年度は病院・介護老人保健施設・老人福祉施設の管理栄養士、栄養士に向けた研修会を令和7年1月24日（金）に開催しました。

オ 福岡県食環境整備事業

県民の自主的な健康づくりを支援するため、飲食店等においてヘルシーな食事の提供が行われ、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境整備を図っています。

ふくおか食の健康サポート店の登録状況

（令和7年3月31日現在）

市町村	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村
登録数	3	2	6	5	1	0

カ 食生活改善推進事業

「食と健康教室」

食生活改善推進員当に健康づくりのための知識を普及させるとともに、地域における実践活動への意欲喚起を図っています。

日 時	内 容	参加人数
令和6年 8月26日（月）	講演、運動実技「フレイル予防の椅子ヨガ」	83人
令和6年 10月9日（水）	1 講話 「歯と口のフレイル予防」 2 情報提供「健康寿命の延伸のために」 「食生活と歯・口腔の健康」他	42人

キ 食生活改善地区組織活動育成指導

食生活改善実践活動の円滑な展開を図るため、市町村単位に食生活改善推進会の育成支援を進めるとともに、管内市町による連絡協議会を結成し、地区組織の強化を図っています。

（令和6年度）

組 織 名	会員数	組 織 名	会員数
小郡市食生活改善推進会	79人	うきは市食生活改善推進会	41人
朝倉市食生活改善推進会	31人	筑前町食生活改善推進委員会	12人
大刀洗町食生活改善推進会	31人		

ク 市町村健康づくり・健康増進計画策定等に係る支援について

県民の健康づくりを推進するため、管内市町村への健康増進計画策定及び推進の支援を行っています。

① 支援会議

日 時	内 容	参加人数
令和6年 10月17日(木)	「令和6年度北筑後管内市町村栄養業務担当者会議」 1 健康日本21(第三次)及び福岡県健康増進計画 2 市町村の栄養業務・健康づくりの取組 3 健康危機管理について情報提供及び共有	市町村職員 11名 保健所職員 4名

② 策定支援等

市町村	回数	内 容
小 郡 市	3	健康づくり推進協議会への参加 国民健康保険運営協議会への参加 市町村健康増進計画進捗状況等確認・助言
うきは市	2	
朝 倉 市	5	
筑 前 町	2	
大刀洗町	1	
東 峰 村	1	

ケ 栄養士関係業務

管理栄養士養成施設の学生の保健所における公衆栄養学実習の指導を行っています。

実 習 期 間	実習生人数
令和6年9月24日(火)～9月30日(月)	4名
令和6年10月7日(月)～10月11日(金)	4名

コ 調理師関係業務

調理師免許及び取得等に係る業務を行うとともに、調理師免許取得者の資質向上を図るために、調理師研修会を開催しています。

① 調理師免許(令和6年度) 免許申請受付 66件
② 調理師研修会 日時: 令和6年9月26日(木) 内容: 講演・リスクコミュニケーション「給食施設における衛生管理」他

サ たばこ対策事業

たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的に、受動喫煙防止の情報提供や啓発に取り組んでいます。

シ 県民健康づくり推進事業

① 地域・職域推進事業

生活習慣病の予防、健康づくりについて、事業所等の保険者、地域の健康づくり関係団体、行政機関等の連携を図り、効率的・効果的な保健事業のあり方について協議するため会議を開催しています。

令和6年度は、働く世代の健康づくりをテーマに「健康経営」について理解を深め、それぞれの機関での取組や方法について情報交換することができました。「健康経営」について理解を深めることで、従業員等の健康の保持・増進、健診受診の大切さを再認識し、食事・運動の取組を考える機会となりました。

また、「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」で現状や課題を説明し、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトや健康づくり実践アドバイザー派遣事業等を周知し、活用方法について共有することができました。

日 時	内 容	出席者
令和6年 10月30日（水） オンライン	1 「中小企業での健康経営のすすめ方、地域との連携について」 （株）健康企業代表・医師 福岡産業保健総合支援センター産業保健相談員 亀田 高志 先生 2 「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」について 北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係 3 協議・意見交換 「働く世代の健康づくり」について各機関が出来ること	16 機関

② 情報発信サイト等を利用した健康づくりに取り組むきっかけづくり

生活習慣病の発症予防を図るため、広く住民に対し、イベント等の機会を利用して、健康ポータルサイトや血管年齢測定、体脂肪測定（体組成）等の健康チェックにて、自主的健康づくりに取り組むきっかけを提供しています。

ス 生活習慣病対策事業

① 生活習慣病重症化予防対策（市町村への支援）

管内3地区において、糖尿病等生活習慣病重症化予防の取り組みが行われています。「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考にした、効果的な受診勧奨や保健指導、栄養指導などの取組が行えるよう、地元医師会や関係医療機関との連携を図っています。

	内 容
小郡三井地区	「小郡・三井管内糖尿病等連携会議」に参画
朝倉地区	「朝倉管内糖尿病連携会議」に参画
うきは市	「うきは市糖尿病等重症化予防連携会議」に参画

② 生活習慣病重症化予防対策事業（管内市町村担当学会議及び研修会）

日 時	内 容	出席者数
令和6年 8月23日（金）	1 研修会 （1）講話 「市町村における重症化予防、保健事業の推進」 （2）グループワーク 「事業の推進、庁内外の連携」 2 担当学会議	15名

（2）難病対策事業

ア 特定医療費（指定難病）支給認定業務

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、法に基づき特定医療費（指定難病）に係る支給認定申請・変更等に係る事務及び治療費請求に係る事務を行っています。この制度は、厚生労働省が指定する難病の患者で長期の療養を必要とする者への良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上のために医療費の助成を行うものです。その後、対象疾患が追加され、令和7年4月現在時点では348疾患に拡大されています。

管内の特定医療費（指定難病）受給者証所持者一覧

令和6年度指定難病受給者証所持者一覧（令和7年3月31日現在）

疾患番号	疾患名	小部市	うきは市	朝倉町	大井町	東峰村	計
100	原発性副甲状腺機能亢進症	0	1	2	0	0	3
200	原発性副甲状腺機能亢進症	3	1	4	1	2	11
300	原発性副甲状腺機能亢進症	1	0	0	1	0	2
500	進行性核上性麻痺	3	2	9	2	1	17
600	パーキンソン病	98	36	63	33	25	255
700	大脳皮質基底核変性症	1	0	2	0	2	5
1000	シャルコ・マリー・トウズ病	0	1	1	0	0	2
1100	重症筋無力症／視神経脊髄炎	11	4	10	6	3	34
1300	多発性硬化症／視神経脊髄炎	9	2	7	3	2	23
1400	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	3	0	1	0	0	4
1700	多系統萎縮症	3	0	3	0	0	6
1800	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を略く）	10	4	11	9	3	39
1900	Fabry病	0	4	0	2	0	6
2100	ミトコンドリア病	0	1	1	0	0	2
2200	おもちゃ病	3	6	3	3	0	23
2300	グリオン病	0	0	1	0	0	1
2800	HTLV-I関連脊髄症	0	0	0	1	0	1
2800	全身性アミロイドーシス	3	2	7	0	0	12
2802	全身性野生型トランスサイレチン（ATTRwt）アミロイドーシス／老人性全身性アミロイドーシス（AL）	10	0	3	1	1	15
2803	トランスサイレチン型家族性アミロイドーシス／老人性全身性アミロイドーシス（AL）	0	0	0	1	0	1
3000	遺伝性ミオパチー	1	0	0	0	0	1
3401	神経線維腫症Ⅰ型	1	0	3	3	1	8
3500	天疱瘡	2	1	0	1	2	6
3700	腸管性軟癆	0	0	1	0	0	1
4000	高尿酸血症	2	1	3	1	2	9
4100	巨細胞性筋炎	1	2	0	0	0	3
4200	結節性多発筋炎	0	0	1	0	0	1
4300	腸管性多発筋炎	5	2	3	1	2	13
4400	多発性骨髄質性肉芽腫	2	1	5	1	0	9
4500	好酸球性多発性血管炎性肉芽腫	4	1	2	1	0	8
4600	慢性関節リウマチ	1	2	4	2	0	9
4800	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	0	0	1	0	1
4900	全身性エリテマトーデス	20	13	27	14	10	88
5000	皮膚筋炎／多発性筋炎	15	4	17	7	7	51
5100	全身性硬皮症	9	3	8	4	0	25
5200	混合性結合組織病	4	1	4	3	2	14
5300	シェーグレン症候群	4	4	5	1	1	15
5400	成人スチル病	0	0	1	1	0	2
5600	ペーチェット病	6	2	5	7	8	27
5700	特発性低凝固性心筋症	4	5	11	13	5	38
5800	巨大型心筋症	2	3	2	1	0	8
5900	肥厚性心筋症	2	3	4	2	2	13
6000	肥生不具性貧血	0	0	0	0	1	1
6100	自己免疫性溶血性貧血	0	0	0	1	0	1
6200	悪性リンパ腫／ホジキン病	4	5	4	3	0	17
6300	特発性血小板減少性紫斑病	4	5	4	3	0	17
6500	原発性免疫不全症候群	1	2	2	1	0	6
6600	IgA 腎症	6	1	4	0	1	12
6701	溶血性貧血／多発性腎臓病	7	4	6	3	1	21
6800	黄色素蓄積症	4	2	10	4	3	23
6900	溶血性貧血	13	3	33	3	6	64
7000	広範性骨髄質性骨髄腫	4	3	1	0	2	10
7100	特発性大腸骨髄質性癌	9	17	4	2	0	41
7201	中枢性尿崩症	2	2	0	1	0	5
7300	下巻性TSH分泌亢進症	0	0	1	0	0	1
7400	下巻性PRL分泌亢進症	3	0	1	1	0	5
7500	下巻性ACTH分泌亢進症	1	1	1	0	0	3
7700	下巻性成長ホルモン分泌亢進症	3	0	3	0	0	6
7800	下巻性前葉細胞低下症	8	2	3	4	0	23
7802	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7803	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7804	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7805	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7806	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7807	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7808	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7809	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7810	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7811	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7812	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7813	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7814	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7815	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7816	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7817	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7818	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7819	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7820	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7821	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7822	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7823	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7824	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7825	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7826	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7827	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7828	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7829	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7830	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7831	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7832	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7833	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7834	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7835	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7836	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7837	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7838	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7839	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7840	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7841	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7842	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7843	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7844	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7845	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7846	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7847	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7848	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7849	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7850	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7851	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7852	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7853	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7854	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7855	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7856	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7857	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7858	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7859	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7860	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7861	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7862	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7863	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7864	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7865	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7866	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7867	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7868	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7869	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7870	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7871	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7872	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7873	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7874	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7875	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7876	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7877	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7878	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7879	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7880	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7881	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7882	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7883	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7884	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7885	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7886	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7887	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7888	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7889	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7890	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7891	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7892	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7893	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7894	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7895	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7896	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7897	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7898	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7899	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7900	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7901	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7902	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7903	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7904	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7905	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7906	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7907	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7908	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7909	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7910	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7911	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7912	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7913	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7914	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7915	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7916	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7917	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7918	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7919	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7920	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7921	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7922	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7923	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7924	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7925	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7926	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7927	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7928	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1
7929	副腎皮質刺激ホルモン分泌低下症	0	0	1	0	0	1

イ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を要する難病の患者に対し、在宅において適切な医療の確保を図るため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施に要する経費を公費で負担するものです。令和6年度は1名を対象に助成しました。

ウ 難病電話相談事業（難病ホットライン）

平成7年11月から専用電話を設置し、難病患者及び家族の悩みや不安を解消・軽減し、患者・家族のQOL（生活の質）の向上など難病対策の一層の充実・強化を図ることを目的としています。

- ・難病ホットライン：0946-22-3984
- ・受付時間：年末年始、祝日を除く毎週月曜日～金曜日の9:00～16:00
- ・相談件数 1,598件（令和6年度）

エ 難病患者地域支援対策推進事業

医療機関、市町村等の関係機関が連携し、医療及び日常生活の支援を行うことで療養上の不安を解消し、生活の質の向上を図っています。

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために、ケア会議等で保健・医療・福祉にわたる在宅療養支援計画を作成し・事業評価を行っています。※令和6年度はケア会議の実績なし

② 訪問相談事業

患者・家族および関係機関からの相談など訪問の必要性がある難病患者、また医療依存度の高い筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の難病患者に対して実施しています。

（令和6年度）

件数	疾患名
実数 12 件 延数 19 件	筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症 等

③医療相談事業

医療及び日常生活上の問題に関する相談会・講演会や交流会を実施しています。

a 個別相談

期 間	内 容	延人数
随 時	新規申請時相談	837 人
令和6年 6月～7月	継続申請時相談	258 人

b 講演会

日 時	内 容	参加者
令和6年 12月18日(水) 参集で開催	1 講話「パーキンソン病について ～病気の理解と日常生活の工夫について知る～」 講師 久留米大学 医学部 呼吸器・神経・膠原病内科准教授 立石 貴久氏 2 講話「パーキンソン病の患者が利用可能な福祉制度について」 講師 福岡県難病医療連絡協議会 難病診療連携コーディネーター 原田 幸子氏	患者・家族 ケアマネ ージャー 等 65 名

④ 難病対策地域協議会の開催

平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下：難病法）が施行され難病対策の充実強化、適切な支援を推進するために協議会を開催しました。平成 27 年度は、北筑後在宅医療推進協議会と同時開催としていましたが、平成 28 年度から「難病対策地域協議会」として開催しています。

日 時	内 容	出席者
令和 7 年 2 月 12 日 (水) 参集で開催	(1) 北筑後保健福祉環境事務所における難病対策について (2) 難病患者の災害対策について ・避難行動要支援者名簿の登録と個別避難計画の作成について (福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課) ・久留米市の避難行動要支援者支援の取組について (久留米市健康福祉部 地域福祉課)	難病対策地域 協議会委員 18 名

オ 災害時における要配慮難病患者台帳及び在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

要配慮難病患者・家族の不安を軽減するために、把握している在宅人工呼吸器使用患者（小児含む）及び筋萎縮性側索硬化症患者等の台帳を作成し緊急時に備えています。

また、平成 31 年 1 月より指定難病新規交付者を対象にアンケート調査を実施し、災害対策の充実を図るため居住市町村への情報提供についての希望を確認しています。同意が得られた難病患者については、避難行動要支援者名簿の作成のために各市町村に情報提供をしています。

さらに、令和 2 年 12 月に在宅人工呼吸器使用者個別支援計画作成実施要領を策定し、令和 3 年度から個別支援計画の作成をすすめてきましたが、今後は、市町村が実施する個別避難計画の作成を支援することとしました。

個別支援計画作成時期	疾 患 名	件 数
令和 3 年 10 月	筋萎縮性側索硬化症	2 事例
令和 5 年 3 月	筋ジストロフィー、低酸素脳症、脳性麻痺 等	3 事例
令和 6 年 6 月、12 月	低酸素虚血性脳症、21 トリソミー 等	2 事例

カ 緊急時の搬送体制の整備

医療依存度の高い難病患者の搬送体制について、消防本部と協議を行い、本人・家族の希望、かつ情報提供に同意の得られた者について、管轄の消防本部に情報提供を行っています。

令和 6 年度末現在の登録者数は、久留米広域消防本部 3 名、甘木朝倉消防本部 1 名でした。

キ 難病相談等従事者研修会

難病相談業務に従事している医療・保健・福祉関係者を対象に、専門的知識や技術の習得のために研修会を開催し、人材の育成及び資質の向上を図っています。

日 時	内 容	参加者
令和 6 年 9 月 19 日 (木) 参集で開催	講演：「難病等在宅療養者の災害支援 ～平常時からの連携や事前対策について～」 講師：一般社団法人朝倉医師会 介護支援センター長 福田 輝和 氏	訪問看護師 介護支援専門員 市町村等 19 名

ク 小児慢性特定疾病対策

従来からの小児慢性特定疾患患児の治療研究事業が、児童福祉法の一部改正する法律に基づき、平成 27 年 1 月 1 日から小児慢性特定疾病医療費助成事業として、対象疾病児童の医療費公費負担に関する申請交付事務を行っています。

その際、対象疾病児童及びその家族に、医療及び日常生活上の問題に対し相談に応じています。また、平成 19 年度から小児慢性特定疾患ピアカウンセリング事業として、筑後ブロック（久留米市、南筑後）として家族の集いを開催実施しています。

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 11 月 13 日(水)	内容：講演会・交流会 (炎症性腸疾患で治療中のお子様の家族の集い) 講師：九州栄養福祉大学 客員教授 長江 紀子氏 テーマ：「炎症性腸疾患児の食事の工夫と日常生活アドバイス ～家庭でできる簡単レシピも紹介～」	保護者 8 名 スタッフ 8 名

小児慢性特定疾病医療受給者証の疾患軍別市町村別人数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

NO	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	
疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	計
小 郡 市	11	2	1	7	10	2	3	1	2	0	5	6	1	0	3	1	55
うきは市	3	1	0	2	2	1	0	0	0	0	1	4	0	0	1	0	15
朝 倉 市	3	2	1	5	5	0	0	1	0	0	1	10	1	0	1	0	30
筑 前 町	3	3	1	2	9	0	1	1	0	0	1	7	1	0	0	0	29
大刀洗町	1	0	0	2	3	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	11
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	21	8	3	18	29	4	5	3	2	0	11	28	3	0	5	1	141

※実数 141 名（うち 4 名は 2 疾患あり）

ケ 小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業

平成 30 年 1 月 29 日から、在宅で人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等とご家族等の介護者を支援することを目的とした事業で、介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に備えて、円滑に適切な医療機関に入院できるように受け入れ体制を整備しています。要件に該当する児童に対して登録が承認されれば年間 14 日を限度に機関が利用できる登録申請事務を行っています。令和 6 年度の申請件数は 1 件でした。

(3) 保健事業

ア 国庫（県）負担（補助）金に係る審査

医療保険者である市町村国保及び健康づくり部門を対象に審査事務を行っています。市町村が作成した申請書類を審査し、保健事業に係る負担（補助）金及び保健事業についての指導及び助言を行っています。

イ 事業推進のための市町村支援

平成 20 年度から始まった特定健診・特定保健指導及び健康増進事業の円滑な実施に向けて、情報提供や意見交換等行っています。また、国・県が行う健康増進事業や特定健診・特定保健指導に関する調査を実施し、管内市町村の状況を把握することで、管内市町村との情報共有を図っています。

(4) がん予防対策業務

ア 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療であるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部助成を実施しています。

平成20年4月からインターフェロン治療に係る医療費の一部助成が開始され、その後、自己負担限度額の引き下げや対象治療等の拡充が行われています。

平成26年10月1日よりC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するインターフェロンフリー治療、平成27年1月16日よりC型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療に、パニプレビルを含む3剤併用療法が助成対象に加わりました。

また、平成27年12月1日よりインターフェロンフリー治療を用いた再治療が助成対象に加わり、平成31年2月26日よりC型非代償性肝硬変に対するインターフェロンフリーの治療法が助成制度の対象となりました。

肝炎治療費助成受給者証交付状況

(令和6年度)

① インターフェロン治療受給者証	0件
② インターフェロンフリー治療受給者証	25件
③ 拡散アナログ製剤治療受給者証	175件(新規12件、更新163件)

肝炎に関する相談件数(申請等に関するもの)

(令和6年度)

① 電話相談 98件	② 来所相談 242件
------------	-------------

イ C型・B型肝炎相談・検査事業

C型肝炎ウイルスに感染している人を早期に発見し、医療機関への受診を勧め、肝がん発病の予防とその不安の解消を図るため、平成13年6月より相談事業を実施しています。また、平成18年9月よりC型肝炎抗体検査を開始し、平成19年11月よりB型肝炎検査を導入しています。一方、県が契約した医療機関によるC型・B型肝炎無料検査は、平成19年10月より実施されています。

C型・B型肝炎に関する相談及び検査件数

(令和6年度)

検査等に係る相談	検査件数(実数)	C型肝炎検査	B型肝炎検査
9	9	9	9

ウ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者の精密検査への受診促進を図り、肝がん等への重症化を防止するために、医療機関での初回精密検査及び定期検査の費用を助成するもので、平成27年11月から新規事業として開始されました。

① 肝炎ウイルス陽性者等フォローアップ事業

肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への参加を同意した対象者に、医療機関での初回精密検査や定期検査の受診を勧奨しています。令和6年度の参加同意者数は3名となっています。

② ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

初回精密検査及び定期検査の未受診者の解消を図るため、B型、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんの療養者(フォローアップ事業参加同意者)に対し、精密検査又は定期検査費用の助成を行っています。令和6年度初回精密受診証明書の交付数は0件、定期検査費用助成申請数は3件となっています。

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスの起因する肝がん・重度肝硬変の治療で、条件を満たす患者について、医療費の負担の軽減を図るために助成を行っています。令和6年度の申請件数は4件でした。

オ ガン検診推進事業

補助金交付に係る事務と、検診の導入に向けての支援及び、女性特有のがん検診についての広域化に係る調整等を実施しています。

平成 21 年度から、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、及び乳がんに関する「健診手帳」及び検診費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」を送付する事業が開始されました。また、平成 28 年度から子宮頸がん、及び乳がんのがん検診について個別の受診勧奨・再勧奨を強化するほか、要精密と判断された方についても精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進め、がんの早期発見につなぐ事業が開始しています。

カ ガン検診啓発事業

がん検診啓発事業実施要領に基づき、管内市町村や職域と連携を図り、地域住民が、がん検診の有用性等の理解を深めがん検診受診率の向上を図ることを目的に、健康づくりの出前講座等においてチラシを配布し、普及啓発活動を行っています。

また、令和元年度から県の取組みとして、がん検診の推進を目的とした市町村ヒアリングの実施や、小児 AYA 世代を対象とした事業が始まっています。

(5) 在宅医療推進事業

福岡県では、「誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備」を目指し、平成 20 年度から県内 4 ブロックでモデル保健所内に地域在宅医療支援センターを設置し、平成 22 年度からは、9 ヶ所の全保健所内に設置して、体制づくりに取り組んできました。

また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、市町村や医師会等関係機関と連携しています。

ア 地域在宅医療センター事業

① 在宅医療推進協議会

在宅医療に関する関係機関のネットワーク構築のため、協議会を実施しました。

日 時	内 容	出席者
令和 7 年 1 月 22 日 参集で開催	(1) 令和 5 年度北筑後地域在宅医療支援センター活動報告 及び令和 6 年度事業計画について (2) 各医師会の在宅医療・介護連携推進事業の取組み状況 について (3) 情報提供 ・施設看取り調査結果 ・地域別小児等在宅医療推進検討会について	在宅医療推進 協議会委員 17 名

② 地域在宅医療支援センター

平成 22 年 10 月 1 日より北筑後地域在宅医療支援センターを設置し、がんや難病で緩和ケアを受けながら在宅療養を希望する患者やその家族への相談支援及び関係機関への緩和ケアに関する情報提供を行っています。

(令和 6 年度)

		がん	難病	その他	不明
電話	実数	0	16	4	1
	延数	0	75	33	1
面談	実数	0	15	2	0
	延数	0	28	2	0
訪問	実数	0	10	2	0
	延数	0	19	5	0

③ 市町村支援（医師会支援含む）

平成 30 年度から市町村も在宅医療・介護連携推進事業の推進を行っています。地域における在宅医療と介護の一体的な提供体制の充実を目指すために、保健所と市町村が連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進していくことが必要であると考えられます。

○市町村ヒアリング 令和 6 年 9 月 9 日実施

○各地域への支援

	内容（開催回数）
朝倉地域	在宅医療連携拠点委員会（5 回） 市民公開講座（1 回） *その他、市町村主催の会議に出席
小郡三井地域	在宅医療・介護連携センター研修会（3 回） 実行委員会（2 回） *その他、市町村主催の会議に出席
うきは地域	在宅医療介護連携センター事業協議会（1 回） 在宅医療介護センター事業運営委員会（1 回） 福岡県とびうめネット連絡会議（4 回うち 1 回欠席） *その他、市町村主催の会議に出席

④ 在宅医療・介護連携センター相談員連絡会

各地域のセンターに配置されている相談員で活動状況等情報共有することで、センターの機能強化や広域的な連携強化を目的に平成 30 年度から相談員連絡会を開催しています。管内医師会相談員と管内市町村の在宅担当で情報交換を実施しました。

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 10 月 31 日	【相談員連絡会】 （1）在宅医療・介護連携推進事業について （2）保健所より情報提供 （3）情報交換	10 名

⑤ 介護施設等への看取り調査及び研修会

当所管内における施設看取り率は本県同様に全国より低い状況にあり、施設看取りをテーマに研修会や調査を実施しています。令和 6 年度は高齢者施設看取り調査を実施し、調査結果を在宅医療推進協議会で還元し、高齢者施設における看取りの推進について理解を求めています。

また、各医師会在宅医療・介護連携推進事業における研修企画の支援を行っています。

⑥ 出前講座

地域住民に対し、北筑後在宅医療支援センターの相談窓口や、地域の利用できるサービスについての理解や、在宅医療についての関心が深まるよう普及啓発を行っています。

令和 6 年度は朝倉市上秋月地区で在宅医療に関する出前講座を実施しました。

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 5 月 15 日	在宅医療について	5 名

⑦ 落雷・豪雨災害による停電等に備えた在宅人工呼吸器等使用患者への対応

災害等による停電が発生した場合に地域の在宅人工呼吸器等使用患者の安全な療養生活を守り、万が一の生命の危機を避けることを目的に「災害発生時の緊急連絡体制」の確認や対象者の台帳を作成し備えています。また、訪問看護ステーションと連携し、災害等による停電が発生する恐れのある場合の注意喚起及び災害発生後の安否確認等を行っています。

⑧ 認知症対策

市町村地域支援事業の施策の一つです。「認知症対策」は、平成 27 年度までは県こころの健康づくり推進室の所掌事務でしたが、平成 28 年度から県高齢者地域包括ケア推進室が所管することとなったため、精神保健係から健康増進係の所掌事務となりました。県が二次保健医療圏毎に認知症医療センターを指定することとしており、当所が管轄する二次医療圏では久留米大学病院と朝倉記念病院が指定されています。各医療機関で開催されている認知症地域医療連携協議会に、年 1 回程度出席しています。

イ 訪問看護ステーションスキルアップ研修事業（訪問看護ステーション連絡会）

訪問看護ステーション連絡会は、在宅ケアを支援する質の高い看護ケアサービスの提供と技術の向上及び在宅医療に関わる関係機関との連携強化を図ることを目的に実施しています。

平成 23 年 8 月に 6 ヶ所の訪問看護ステーションから始まり、令和 6 年度は 30 か所の訪問看護ステーションを対象に 2 回実施しました。また、福岡県庁主催の福岡県訪問看護ステーション連携強化事業のワークショップ・交流会が 5 回開催されました。

実施日	内 容	参加者数
令和 6 年 5 月 29 日 オンライン	訪問看護ステーション連絡会 訪問看護ステーション一覧、訪問看護ステーションの看護ケア情報について、年間計画、災害対策について	18 名
令和 6 年 9 月 19 日 対面	訪問看護ステーション連絡会（難病従事者研修会と共催） 講話「難病等在宅療養者の災害支援」 講師 一般社団法人朝倉医師会 介護支援センター長 福田 輝和 氏	11 名 (管内)
令和 6 年 6 月 27 日 7 月 25 日 9 月 12 日 対面	令和 6 年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 モデル連携協定書作成ワークショップ 各地区での連携協定書のベースとなる、平時からの連携を目指した福岡県モデル連携協定書の作成 講師 医療法人社団プラタナス 松原アーバンクリニック、 医療法人寛正会 水海道さくら病院、 株式会社メディヴァ コンサルティング事業部 久富 護 氏	管内代表者 1 名
令和 6 年 10 月 18 日 オンライン	令和 6 年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 訪問看護ステーションモデル連携協定書に係る説明・交流会 講師 医療法人社団プラタナス 松原アーバンクリニック、 医療法人寛正会 水海道さくら病院、 株式会社メディヴァ コンサルティング事業部 久富 護 氏 小倉医師会 訪問看護ステーション 加藤 ひとみ 氏 大牟田医師会 訪問看護ステーション 田中 千香 氏	訪問看護ステーション 5 か所 8 名 (管内)
令和 7 年 3 月 12 日 オンライン	令和 6 年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業 関係者意見交換会 令和 6 年度事業報告、令和 7 年度事業計画（案）について	管内代表者 1 名

(6) 原爆被爆者対策業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康管理手帳等の交付申請、各種手当の申請、指定医療機関申請等の受付業務を実施しています。

被爆者健康手帳の交付状況及び手帳等所持者数 (人) (令和7年3月31日現在)

	令和6年度 新規交付者数	手帳等所持者数	
		管内	福岡県
計	0	77	4,311

ア 認定疾病医療の給付及び一般医療費の支給
一般疾病医療機関等の指定は随時行っています。

イ 各種手当の認定者数

① 健康管理手当 (53人)	② 医療特別手当 (1人)	③ 特別手当 (0人)
④ 保健手当 (1人)	⑤ 介護手当 (0人)	

(7) 歯科保健事業

ア 地域保健関係職員等研修事業 (歯科保健)
保健福祉環境事務所職員、市町村及びその他歯科保健事業関係者の資質向上と連携を促進することを目的に研修会を開催しています。

実施日	内 容	参加者
令和6年 10月9日	講演「歯と口のフレイル予防」 講師 朝倉医師会歯科口腔保健コーディネーター 臼杵 辰雄 先生	42名

(8) 保健活動推進調整事業

ア 保健事業部会

北筑後保健所運営協議会の下部組織であり、管内の保健事業に関する協議を行い、地域住民に対し、より効果的な保健事業の推進を図るために、年1回開催しています。主に重点事業を中心とした事業報告と次年度の重点事業及び事業計画についての協議を実施しています。

実施日	内 容
令和6年 6月26日	1 令和5年度事業報告について (1) 健康増進係事業報告 (2) 重点事業報告 2 令和6年度事業について (1) 重点事業及び計画 (2) 健康増進係事業計画

(9) 母子保健業務

令和5年度より国のこども家庭庁が発足し、こども真ん中に置いた新たなこども家庭政策がスタートしました。その最前線推進拠点となる「こども家庭センター」を全市町村に設置し、一人ひとりのこども・各家庭の個々の状況に応じた充実したサポートプランや支援が提供できるように、県としてその設置・体制整備・運営について集中的、重点的に助言及び支援をしています。子どもを安心して産み、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを当所においても妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、ハイリスク妊産婦及び乳幼児の支援、乳幼児の発達及び性の健康に関する相談、医療費助成等の各種施策に取り組んでいます。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し、早期に治療することにより、知的障害等の心身障害を予防するために、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行っています。平成25年度からタンデムマス法が導入され検査対象疾患が増加しました。令和6年度は、7件の経過をフォローしています。

イ 乳幼児発達診査事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、または出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、精神、運動等の発達に問題のある児童もしくは、そのおそれのある乳幼児を早期に把握し、発達診査や日常生活指導を行っています。

実施状況 (令和6年度)			(令和6年度)	
実施回数	実数	延数	訪問指導	
4回中2回実施	3人	4人	実件数	0件

診査結果 (人) (令和6年度)								
問題なし	再度受診	訪問指導	精密医療機関紹介	通院入院施設紹介	治療医療機関紹介	療育施設紹介	その他	計
0	1	0	0	0	0	2	0	3

ウ 慢性疾患児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するためにその疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、慢性疾患児童等の健全育成及び自立促進を目的とし、療育相談指導、育児支援教室の開催及び訪問指導等を実施しています。

① 療育相談指導 (相談件数：実件数 1件 延件数 1件)

実施日	開催場所	内 容	件数
令和6年 10月25日	朝倉総合庁舎 精神保健相談室	個別相談会 相談員) 福岡県難病相談支援センター 後藤 和代氏 対象者) 小児慢性特定疾病児とその保護者	1件

② 育児支援教室 (小児保健研究会・母子保健研修会兼ねる)

実施日	開催場所	内 容	参加者数
令和6年 12月7日	久留米大学 筑水会	演題「こどもアドボカシーとアタッチメント」 講師 にじいろグループ 代表 重永 侑紀 氏	50名

③ 訪問指導

訪問件数 0件 (実人員 0人)

エ ハイリスク妊産婦支援事業

① 未熟児等保健・医療連携事業

周産期医学の進歩により、未熟児等の出生が増加しており、これらの児を持つ保護者は、児の心身の発達及び育児に関して大きな不安を抱えています。そのため、保護者に対し、早期から適切な育児支援を行うための地域ケアシステム体制整備を図っています。

その一環として、未熟児等ハイリスク児が入院中に保健師及び助産師が医療機関を訪問し、児及び保護者の状況把握と育児支援を行っています。また、福岡県低出生児向け小冊子「ふくおか小さな赤ちゃん親子手帳」を作成し、出生体重 1,500 g 未満児の保護者へ、県内周産期母子医療センター、市町村等を通じて配布しています。

② 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠、出産後の育児不安軽減等の養育支援を行うことで虐待予防を図る目的とするケア・サポート事業として、育児支援者及び医療関係者を交え研修会および連絡会議等を行っています。

実施日	対象者	参加者数	内 容
令和 6 年 6 月 17 日	管内市町村 母子保健 担当者等	16 名	母子保健担当者会議 1 令和 6 年度福岡県および北筑後保健福祉環境 事務所母子保健事業計画について 2 令和 6 年度市町村母子保健計画について 3 福岡県乳幼児聴覚支援センターから情報提供 4 児童相談所、福岡にんしん 110 番 Link から 情報提供
令和 6 年 10 月 28 日	管内市町村 母子保健 担当者等	34 名	講演 1 「産後ケア事業を通して妊産婦の支援の現 状」～事例を通して～ 清心乳児園 母子支援コーディネーター 宮崎 未由樹 氏 講演 2 「流産・死産・新生児死等経験された方の 相談窓口自助グループ」からの支援の現状 grif care 「いのちのまなび」南部久美子氏 グループワーク

オ 福岡県性と健康の相談センター事業

令和 6 年 4 月 30 日より、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女を問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的に開始しました。

また、県内（政令市除く）全ての保健福祉（環境）事務所に専用電話を配置し、不妊・不育等性に関する悩みや心の悩みの相談に対応し、必要に応じてプレコンセプションセンターへ 引継ぎ面接相談及電話相談を実施しています。

不妊・不育と性の相談センター事業の相談

（令和 6 年度）

	相談 実件	相談 延件数	延件数の相談内訳 （主な相談内容）							
			思春期	妊娠・ 避妊	不妊	不育症	メンタル	更年期	性感 染症	その他
電話	38	39	0	0	23	10	1	0	0	5
面接	8	8	0	0	5	3	0	0	0	0

カ 福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業

本県では令和5年6月1日より、不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適応となった特定不妊治療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部の助成を行っています。

申請窓口は麻生教育サービス株式会社で郵送受付しており、相談窓口は保健所になっています。

キ 不育症検査費・治療費助成事業

本県では、令和4年5月より、不育に悩む夫婦が、不育症のリスク因子を知って不安を解消し、リスク因子に応じた治療を行うことで、出産に至るための支援を行うとともに、不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不育症の検査及び治療に係る費用の一部の助成を行っています。令和6年度の申請件数は3件でした。

ク 乳幼児育児支援事業

県のアンビシャス運動の一環として、次世代を担う青少年の育成のためには、乳幼児期からの親の愛情としつけが重要であることから、子どもの発達段階に応じての親の関わり方を盛り込んだ育児小冊子（子育て応援団）を県で作成し、市町村の1歳半、3歳児、就学前健診時に配布しています。

ケ 小児保健研究会・母子保健研修会

小児保健・母子保健に関わる関係者や住民を対象に知識の普及を図るために、久留米大学小児科、久留米市保健所と共に年1回の研修会を開催しています。

実施日	内 容	参加者数
令和6年 12月7日	演題「子どもアドボカシーとアタッチメント」 講師 にじいろグループ 代表 重永 侑紀 氏	50名

コ 朝倉地区障害者自立支援協議会 こども支援部会

障害者の理解と各機関との情報共有及び連携強化を図るために、年5回開催されています。

実施日	内 容
令和6年 4月19日	1. 近況報告・情報交換 2. 自立支援協議会全体会開催報告 3. 開催計画について 4. 6月研修会について
令和6年 6月28日	事例検討会：「グループワーク」
令和6年 9月20日	1. 自立支援協議会全体会開催報告 2. 11月研修会について 3. 2025年度開催計画について 4. 情報交換・その他
令和6年 11月22日	「事業所見学会」 1. 施設内見学及び事業所概要、支援の現状や支援内容の説明 2. 情報交換（質疑応答）
令和7年 2月21日	1. 11月研修会報告 2. 2024年振り返り 3. 2025年度計画 4. 情報交換・その他

2 精神保健係

保健所は、地域精神保健福祉業務の中核を担う行政機関として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念に基づき、関係機関と連携して業務にあたっています。具体的には、精神保健福祉センター、市町村、医療機関、社会福祉機関、当事者団体、家族会、教育機関等と緊密に連携し、精神障害のある方の相談支援、早期治療の促進、地域生活及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進に取り組んでいます。

(1) 精神障がい者の適切な医療の確保・充実

ア 措置入院及び医療保護入院

精神保健福祉法に基づく措置入院に係る申請・通報の受理から入院決定、入院解除までの業務、および医療保護入院に係る届出や定期病状報告書の受付業務等を行っています。措置入院については、久留米市における事務手続きも当所で担当しています。

管内居住者措置入院患者数及び医療保護入院届出数 (令和6年度)

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
措置入院	5	0	3	1	1	0	10
医療保護入院	105 (57)	76 (57)	108 (77)	55 (33)	36 (18)	7 (3)	387 (245)

医療保護入院の()内は管内精神科病院入院届出数

精神保健福祉法に基づく通報件数 (当所に関わった久留米市分も含む) (令和6年度)

22条	23条	24条	25条	26条	26条の2	小計	久留米市保健所のみに完結	通報総数	措置診察実施数 (内措置入院者)
1	21	11	0	16	1	50	9	59	22 (19)

※ 22条：一般人からの申請 23条：警察官の通報 24条：検察官の通報
 25条：保護観察所の長の通報 26条：矯正施設の長の通報
 26条の2：精神科病院の管理者の通報

イ 精神科救急医療システム

精神疾患のため、夜間（午後5時から翌日午前9時まで）および休日昼間（午前9時から午後5時まで）に救急医療を必要とする方に対し、迅速かつ適切な医療と保護を提供する体制を整備しています。令和6年度の当該システム利用件数は5件でした。

ウ 精神科病院実地指導

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害者の権利擁護と適切な精神医療の提供、社会復帰・社会参加の促進を図っています。この一環として、県内5か所の精神科病院に対し、福岡県精神科病院実地指導要領に則った実地指導を実施しています。実地指導では、入院患者への処遇に重点を置いています。また、措置入院患者や長期の医療保護入院患者に対しては、精神保健指定医による現地診察を実施しています。

エ 措置入院及び医療保護入院者・隔離中の任意入院者の現地診察

知事が指定する現地診察医の診察に立会い、措置入院者及び医療保護入院者の病状把握、入院継続の要否判断、そして措置入院者の措置解除に係る事務を行っています。

(2) 精神保健福祉相談事業

ア 訪問支援

精神障がい者に対し、病気や医療（受診勧奨、継続受診支援など）に関する相談、就労支援、環境調整等の社会復帰支援や生活支援に加え、家族等への相談支援も行っています。

緊急相談対応や処遇困難事例への連絡調整が増加傾向にあることを踏まえ、市町村職員等が速やかに適切に対応できるよう、ケース会議開催による連携強化や同伴訪問を実施しています。

家庭訪問支援延べ件数

(令和6年度)

老人精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の健康 づくり	摂食 障害	てんかん	その他	計
12	113	5	6	0	0	0	9	0	0	125	270

イ 精神保健福祉相談（面接・電話）

地域住民の精神保健福祉向上のため、精神疾患の早期発見・早期治療、精神障がい者の社会参加促進を目的として、精神科医による定例相談を実施しています。毎週火曜日の定例相談に加え、うきは市では児童・思春期を対象とした相談を月1回実施しています。

また、定例相談日以外も、保健師が面接または電話で随時相談に応じています。

相談では、本人だけでなく家族からの相談にも対応し、適切な支援と医療機関への橋渡しを行っています。

相談件数

(令和6年度)

		定例相談	定例外	計
面接	実数	31	15	46
	延数	31	111	142
電話	延数		1824	1824

(相談内容内訳延べ数)

	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	うつ ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その 他	計
面接	7	47	14	0	2	0	15	17	1	0	0	39	142
電話	27	527	22	36	3	1	14	391	3	0	0	800	1824

(3) 社会復帰促進事業

ア 精神障がい者社会復帰促進事業

精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、福祉、行政等関係機関と連携した充実した支援体制の構築を目的として、平成19年度に朝倉地区で本事業を開始しました。

平成22年度の統合以降は、当所管内において展開しています。

① 管内市町村精神保健福祉担当係長及び担当者会議

日 時	内 容	参加者数
令和6年 12月2日	(1)情報提供（精神保健福祉センター） 地域課題に応じた「にも包括」構築のプロセス (2)令和6年度市町村ヒアリング報告 (3)意見交換 「にも包括」の推進に向けて地域課題解決のために取組めること ～まずは、庁内体制整備に向けた「協議の場」を考えよう～	市町村精神保健福祉担当係長及び担当職員、精神保健福祉センター 22名

② 地域支援会議

日 時	内 容	参加者数
令和7年 2月6日	(1) 保健福祉環境事務所管内の入院状況等報告 ①管内の入院の状況、社会資源の状況分析等 (2) 各支援機関の取組報告について ①管内市町村における「にも包括」の取組み状況 ②管内精神科医療機関における退院に向けた取組報告 ③相談支援事業所における地域移行・定着支援の取組報告 (3)意見交換	精神科病院・指定一般相談支援事業所・市町村・精神保健福祉センター等 22名

③ 地域支援研修会

日 時	内 容	参加者数
令和7年 2月6日	事例検討会 テーマ： 地域移行に向けて支援している事例について ～地域で暮らすためにどのような支援機関と連携していくとよいか～	管内精神科病院、相談支援事業所、市町村、訪問看護ステーション、精神保健福祉センター等 34名

④ ケース会議（個別支援会議）

（令和6年度）

		実人員	延べ回数
		35	61
再掲	退院後支援計画支援に関すること	11	14
	医療観察法に係るケア会議	0	0

イ 精神障がい者地域定着推進事業

精神障がい者が地域で安定した生活を継続できるよう、関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの希望する生活の実現を支援する仕組みを整備しています。

① 処遇プラン普及事業

令和6年度実績：該当なし

② こころの健康手帳活用事業

令和6年度実績：活用なし

ウ 精神障がい者の退院後支援計画

措置入院をした精神障がい者の円滑な社会復帰を促進するため、厚生労働省が平成 30 年 3 月に示した「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、平成 30 年 9 月以降、措置入院患者の同意を得た上で、退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の環境整備を図り、退院後支援計画の作成、支援会議の実施、そして計画に基づいた支援を実施しています。

(令和 6 年度)

内容	人数
① 令和 6 年度 計画作成同意確認者数	12
② 計画作成同意者数	9
③ 計画交付者数	5
④ 計画作成中の数	0
⑤ 支援計画終了者数	5

エ 障がい者就労支援

障がい者の就労の支援及び社会復帰促進のため、関係機関（主催：久留米公共職業安定所、県福祉労働部労働局労働政策課・新雇用開発課、若者サポートステーション等）の行う会議等へ参加し、課題や対策について協議や情報共有を行っています。

オ 市町村自立支援協議会

管内には市町村が設置する自立支援協議会が 4 つあり、各協議会の取り組み状況の把握と情報共有を図るとともに、一部の協議会や部会にも参加しています。

カ 地域活動支援センター等支援

管内には、甘木朝倉地域精神障害者家族会と NPO 法人みつば会の 2 つの精神障がい者家族会があり、随時支援をしています。

(4) 自殺対策

わが国では、平成 18 年施行の自殺対策基本法、そして令和 4 年閣議決定の新たな「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を実施しています。福岡県においても、令和 5 年 3 月に「第 2 期 福岡県自殺対策総合計画」を策定しました。県内の自殺者数は平成 23 年から減少傾向にありましたが、令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加傾向にあります。この状況を踏まえ、自殺のハイリスク者への支援、ゲートキーパー養成、相談窓口の啓発等を通じ、関係機関との連携を強化し、地域における自殺対策の推進と自殺者数減少に取り組んでいます。

ア ハイリスク者支援事業

① 地域ハイリスク者支援連携強化会議

自殺未遂者、高齢者、若年層など、自殺ハイリスク者への支援体制強化を図るため、関係機関による連絡会議を開催し、連携強化について協議しました。

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 12 月 19 日	(1) 行政における自殺対策の取組について ① 自殺の状況について ② 保健所及び市町村の自殺対策の取組について (2) 協議 ① 自殺未遂者支援について ② 高齢者対策について ③ 若年層対策について	救急告示病院、精神科病院、消防、警察、市町村担当職員、教育事務所、精神保健福祉センター 25 名

② 自殺対策実務者連絡会議（市町村担当者会議）

地域における効果的な自殺対策の推進と、関係者間における自殺対策実施の共通認識形成を目的として、実務担当者会議を開催しました。

日 時	内 容	参加者数
令和6年 6月19日	(1) 情報提供 ・精神保健福祉センターからの情報提供 ・管内における自殺の現状について (2) 情報交換 ・各市町村の第2期自殺対策計画について ・各市町村及び保健所の令和6年度自殺対策事業について	市町村自殺対策担当係長及び担当職員、精神保健福祉センター 23名
令和6年 12月2日	(1) 自殺対策事業について ・令和6年度の事業実施状況及び令和7年度検討中の事業 (2) 自殺関連相談の対応状況について ・自殺関連相談のアンケート振り返り ・保健所の相談対応状況の紹介 ・市町村より対応事例の紹介	市町村健康づくり部署及び障がい者福祉部署係長・担当職員、精神保健福祉センター 21名

③ 筑後ブロック保健所調整会議開催（3回）

筑後ブロック保健所において、広域的な取り組みの事業内容に関する情報共有と連携強化について協議しました。

④ 高齢者への自殺対策の推進

管内における高齢者の自殺割合の高さを踏まえ、令和4年度から管内医師会に対し、診療所を受診する際に不安を抱える高齢者への声かけや相談先の案内などの協力を依頼しています。また、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間には、ポスターや相談チラシなどを配布しています。

イ 悩みごと相談促進事業

相談窓口と自殺予防に関する対応方法などを広く周知するため、啓発活動を実施しました。

日 時	内 容	主な対象者
令和6年 3月	自殺予防週間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ（令和6年度改訂）等を配布。 ・令和6年9月2日～9月13日、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置	医師会、精神科病院、救急告示病院、市町村、地域包括支援センター、ハローワーク朝倉、甘木鉄道、郵便局、銀行、朝倉総合庁舎への来庁者
令和7年 3月	自殺対策強化月間に伴うキャンペーン ・ポスター・リーフレット・啓発グッズ・相談案内チラシ（令和6年度改訂）等を配布。 ・令和7年3月1日～3月22日、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置	医師会、精神科病院、救急告示病院、消防、警察、市町村、地域包括支援センター、ハローワーク朝倉、甘木鉄道、郵便局、銀行、朝倉総合庁舎への来庁者

ウ 地域における見守り強化事業

① ゲートキーパー研修（若年層）

若年層の自殺者数が増加傾向にあることから、管内の高校生及び教職員を対象とした研修を実施しました。

日 時	内 容	参加者数
令和6年 9月3日	講話：「ゲートキーパー研修～児童・生徒の自殺予防について～」 講師：保健所保健師	福岡県高等学校保健会 筑後支部定時制部会の 保健主事・養護教諭 11名
令和7年 1月28日	講話：「よりよい睡眠がこころとからだを保つ ～規則正しい生活リズムが健康やQOLの 向上をもたらす～」 講師：久留米大学 学長 内村 直尚 氏	福岡県浮羽真館高等 学校の3年生及び教職員 121名
令和6年度 保健師学生 実習期間	保健所における自殺対策事業とゲートキー パーの役割について	保健師課程実習生 3大学 11名

② ゲートキーパー研修（悩みを抱える方に接する機会が多い分野の方）

日 時	内 容	主な対象者	参加者数
令和6年 10月3日	管内における自殺の現状と ゲートキーパーについて	うきは警察署管内安全運転管理者	158名
令和6年 10月31日	管内における自殺の現状と ゲートキーパーについて	朝倉警察署管内安全運転管理者	368名
令和7年 1月16日	管内における自殺の現状と ゲートキーパーについて	小郡市内の居宅介護支援事業所、 及び三地区地域包括支援センター	38名

エ 市町村支援

① 自殺統計の情報提供

② 市町村主催の自殺対策に関する協議会への参加

うきは市自殺対策プロジェクト委員会、筑前町自殺対策ネットワーク会議

オ その他

管内市町村広報紙（5月号、11月号）に、精神保健福祉相談の掲載依頼を行いました。

（5）アルコール依存症対策事業

本県におけるアルコール依存症者は約4万3千人と推計される一方、医療機関への受診者は約3千人と推計されており、多くのアルコール依存症者が未治療の状態にあると推測されます。

また、本県は飲酒運転の事故件数が多いことから、「飲酒運転撲滅条例」を制定し、対策に取り組んでいます。これまでアルコール関連問題への包括的な施策を定めた法律はありませんでしたが、平成25年12月7日にアルコール健康障害対策基本法が成立し、さらに平成29年6月には福岡県アルコール健康障がい対策推進計画が施行されました。これを踏まえ、あらゆる機会を捉えて適正飲酒の啓発活動を実施しています。

ア 普及啓発事業

① 家族向けアルコール依存症講演会

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 10 月 4 日 ハイブリ ット開催	講演：「アルコール問題の理解と依存症からの 回復」 講師：一本松すずかけ病院 看護師長 鈴木 貴之 氏 発表：「家族の立場からの体験発表」 発表者：断酒会会員	一般住民、家族、保健 ・医療・福祉等関係機 関職員、自助グループ スタッフ等 43 名

② 啓発活動

アルコール関連問題啓発週間（11 月 10 日～16 日）に合わせて、朝倉総合庁舎ロビーに啓発コーナーを設置し、管内断酒会作成の啓発物（ティッシュ、リーフレット）を配布しました。

イ 飲酒行動改善促進事業

平成 27 年度から、多量飲酒者の問題飲酒行動を改善し、依存症を予防することを目的として、事業を実施しています。

中小企業への減酒支援として産業医がいない 50 人未満の事業所における減酒支援の取組みを推進しています。令和 6 年度は適正飲酒についての出前講座を 2 件実施しました。

（内容についてはこころの健康づくり推進事業の健康教育と同様です。）

ウ 断酒継続支援の強化

① 管内近隣の自助グループの例会（福岡県断酒連合会浮羽断酒友の会、浮羽断酒会）に参加し、情報交換を実施しています。

② 管内近隣の自助グループ一覧表のチラシを作成しています。（例会日程や連絡先を記載）

（6）飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例関連事業

福岡県では、飲酒運転撲滅のため、平成 24 年 2 月に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を制定しました。平成 27 年 3 月の条例改正により、1 回目の違反者には飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）の受講が義務付けられました。さらに、令和 6 年 11 月の道路交通法改正により、自転車による飲酒運転も対象となりました。

保健所では、アルコール健康障害の予防・早期発見を目的として、平成 27 年 11 月から毎月第 3 水曜日に適正飲酒指導を実施しており、令和 6 年度は 18 名が来所しました。

（7）ひきこもり対策推進事業

平成 22 年度に精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを開設し、さらに令和 2 年 7 月には筑後地域と筑豊地域にサテライトオフィスを開設しました。保健所では、センターや市町村と連携して、個別の相談に対応しています。

ア 市町村ひきこもり支援事業担当者会議

こころの健康づくり推進室が主催で開催している市町村ひきこもり支援事業担当者会議に参加しました。

日 時	内 容	参加者数
令和 6 年 11 月 15 日	(1) 市町村におけるひきこもり支援に特化した事業の実施について (2) 活用可能な補助金について 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (ひきこもり支援推進事業分) の概要 (3) その他	市町村ひきこもり 支援担当者 8 名

イ ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

令和6年度は、精神保健福祉センターと共同開催で北筑後管内ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議を実施し、事例検討を通して関係機関との連携強化を図りました。

日 時	内 容	参加者数
令和6年 11月15日	事例提供・意見交換 テーマ「多機関で連携して支援をしている事例について」 事例提供者：うきは市社会福祉協議会 職員	精神科病院、訪問 看護ステーション、 相談支援事業所、 市町村等 34名

(8) こころの健康づくり推進事業

ア 健康教育（出前講座）

地域住民や企業を対象に、関係部署と連携して、知識の普及啓発活動を行っています。

日 時	場 所	内 容	対象者
令和6年 10月3日	うきは市文化会館	安全運転管理者講習会 (適正飲酒とゲート キーパーについて)	うきは警察署管内安全 運転管理者 158名
令和6年 10月31日	ピーポート甘木	安全運転管理者講習会 (適正飲酒とゲート キーパーについて)	朝倉警察署管内安全 運転管理者 368名

(9) 保健所運営協議会精神保健福祉部会

北筑後保健福祉環境事務所管内において、精神保健及び精神障がい者福祉に関するより効果的な事業推進のため、市町村、関係機関、団体と緊密に連携し、年1回会議を開催しています。

日時	令和6年7月23日
議事	ア 令和5年度重点事業報告について イ 令和6年度重点事業について ウ 令和6年度重点事業計画について エ その他 精神保健係「事業概要」（令和5年度分）について報告

(10) 久留米市保健所との連携

精神科救急システム及び地域支援体制の充実を図るため、定例的に会議を開催しており、令和6年度は2回開催しました。

(11) 精神科病院の業務従事者による障がい者虐待の対応

精神障がい者虐待の通報は、虐待を受けたと思われる方を発見した場合、またはご本人からの訴えがあった場合、こころの健康づくり推進室の専用電話で受け付けています。虐待が疑われる場合は、保健所が病院に電話連絡、または立入検査（現地確認）を実施し、事実確認を行っています。

保健衛生課

1 保健衛生係

安全で衛生的な生活環境の確保を図るため、食品衛生、生活衛生関係営業施設の衛生確保に関する監視指導業務、狂犬病予防及び動物愛護に関する業務、水道（専用水道・簡易専用水道）衛生確保、飲用井戸等に関する相談業務等を行っています。

（1） 食品衛生業務

食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害発生を未然に防止するため、食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例、食品表示法、福岡県ふく取扱条例等に基づき、次の業務・事業を行っています。

ア 営業許可

食品衛生法に基づく業種及び福岡県食品取扱条例に基づく業種について、申請された営業施設等が施設の基準に適合しているかを確認し、許可しています。

イ 監視指導及び食品の収去検査

福岡県食品衛生監視指導計画に基づき、管内の営業許可施設及び許可を要しない食品関係営業施設の監視指導を実施しています。特に、食品の流通量が増加する夏期及び年末には特別監視を行っています。

食品の収去検査は、主に管内で製造される食品について実施しており、違反食品の排除に努めるとともに、検査結果に基づいた衛生指導を行っています。

なお、特定業種（食品製造業、食品流通拠点等）については、南筑後保健福祉環境事務所に設置されている食品衛生広域専門監視班が定期的に監視指導等を行っています。

ウ 衛生教育及び自主管理体制の強化

食品営業者、集団給食関係者、直売所関係者等に対して、食品衛生に関する知識の普及向上、食品取扱施設や食品の取扱い等に関する衛生的な管理体制の構築を図るため、（公社）食品衛生協会と協力して食中毒予防講習会や各種衛生講習会を開催しています。

また、消費者に対して食品の安全性などに関する正しい情報を提供するため、出前講座等の開催やパンフレット・ホームページ等を活用した啓発活動を行っています。

○食品関係営業施設数（旧食品衛生法に基づくもの）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

		小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	特殊形態	合計
飲 食 店 営 業	一般食堂	43	36	103	36	12	7	0	237
	仕出し屋・弁当屋	8	15	15	13	2	4	0	57
	旅館	2	3	14	0	0	0	0	19
	その他	81	85	104	23	18	4	38	353
菓子（パンを含む）製造業		20	46	40	17	9	5	7	144
乳処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	2	0	1	0	0	3
集乳業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		4	2	5	3	3	0	0	17
魚介類せり売り営業		0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	1	1	1	0	0	3
食品の冷凍または冷蔵業		1	1	2	2	2	0	0	8
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	2	1	0	0	0	3
	喫茶店営業	6	7	15	1	5	0	9	43
	（再掲）自動販売機	3	7	13	1	5	0	0	29
あん類製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業		0	1	1	0	0	0	0	2
食肉処理業		0	0	3	2	1	0	0	6
食肉販売業		7	4	7	7	9	0	0	34
食肉製品製造業		0	1	0	0	0	0	0	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		2	1	4	2	0	0	0	9
醤油製造業		0	0	2	0	0	0	0	2
ソース類製造業		0	0	1	1	0	0	0	2
酒類製造業		0	0	1	0	0	0	0	1
豆腐製造業		1	0	4	1	0	0	0	6
納豆製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
めん類製造業		1	6	3	1	1	0	0	12
そうざい製造業		0	32	14	17	7	3	0	73
添加物（法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		0	0	0	1	0	0	0	1
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料製造業		0	1	4	3	1	0	0	9
冰雪製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
計		176	241	350	133	72	23	54	1,049

○食品関係営業施設数（改正食品衛生法に基づくもの）

（令和7年3月31日現在）

	小郡市	うきは市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	特殊形態	合計
飲食店営業	196	256	347	135	40	14	207	1195
調理機能を有する自動販売機	1	4	9	0	1	0	0	15
食肉販売業	10	13	19	10	1	0	0	53
魚介類販売業	9	6	11	5	4	0	0	35
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	1	0	0	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	2	5	3	1	1	0	0	12
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	37	82	81	47	6	6	0	259
アイスクリーム類製造業	1	2	3	1	0	0	0	7
乳製品製造業	0	1	0	0	0	0	0	1
清涼飲料水製造業	1	4	3	1	2	0	0	11
食肉製品製造業	1	3	0	0	1	0	0	5
水産製品製造業	0	3	3	1	1	0	0	8
氷雪製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	2	1	1	0	0	5
みそ又はしょうゆ製造業	0	2	10	3	1	3	0	19
酒類製造業	1	2	8	1	3	1	0	16
豆腐製造業	0	3	2	1	0	0	0	6
納豆製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
麺類製造業	2	5	5	0	0	0	0	12
そうざい製造業	15	59	46	24	7	2	0	153
複合型そうざい製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
冷凍食品製造業	1	2	6	3	1	1	0	14
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	8	22	20	21	6	5	0	82
密封包装食品製造業	0	1	5	3	0	0	0	9
食品の小分け業	0	1	2	1	0	0	0	4
添加物製造業	0	0	1	0	0	0	0	1
計	285	478	589	259	76	32	207	1926

○届出を要する食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づくもの）

（令和7年3月31日現在）

区分	旧許可業種で あった営業	販売業	製造・加工業	その他	合計
小計	386	875	548	130	1,939

○新規・更新許可件数

(令和 6 年度)

区分			合計
	新規	更新	
旧食品衛生法関係	0	0	0
改正食品衛生法関係	489	0	489

○講習会・衛生教育実施状況

(令和 6 年度)

区分	食品営業者	給食施設従事者	消費者等	合計
実施回数	2	1	3	6
参加人数	169	46	54	269

○食中毒発生状況

(令和 6 年度)

発生年月日	患者数	原因		
		施設種類	食品名	物質
発生なし	0	-	-	-

○食品苦情受付状況

(令和 6 年度)

区分	有症苦情	異物混入 (虫・金属等)	異味・異臭・ 腐敗・カビ	その他	合計
件数	8	1	3	13	25

○食品の収去検査状況

(令和 6 年度)

食品種類	検体数	違反件数	指導件数	違反率(%)	不適率(%)
そうざい	73	0	0	0	0
弁当類	7	0	0	0	0
魚介類及びその加工品	9	0	1	0	11
肉・卵類及びその加工品	6	0	0	0	0
乳及び乳製品等	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0
めん類	6	0	1	0	17
野菜類及びその加工品	36	0	0	0	0
菓子類	15	0	2	0	13
清涼飲料水	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0
容器包装詰め 加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0	0
かん・びん詰め食品	0	0	0	0	0
冷凍食品	20	0	0	0	0
その他の食品	0	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	172	0	4	0	2

(2) 動物行政業務

令和元年6月、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取り扱いへの対応強化などを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月から段階的に施行されています。

これに伴い、福岡県では、新たに福岡県動物愛護推進計画（第3次）を策定しました。

これらを踏まえ、関係団体との連携を図りながら、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種施策を展開していきます。

ア 狂犬病予防対策

狂犬病に関する危機管理対策の一環として、管内の市町村及び開業獣医師とともに「狂犬病発生時情報伝達訓練」を実施し、狂犬病発生時の各機関の役割及び情報伝達方法の確認を行っています。

その他、管内の市町村や開業獣医師と連携した犬の狂犬病予防集合注射や、係留されていない犬の捕獲を実施しています。特に係留されていない犬の捕獲業務については、「犬の合同捕獲等実施要領」に基づき早朝等捕獲を実施しています。

イ 動物愛護管理業務

動物取扱業者に対して、施設への監視指導等を行い、法改正の周知及び法の遵守徹底を図っています。また、犬や猫の引き取り及び負傷動物の収容業務、さらに、飼い主へ適正飼養の指導助言を行っています。

さらに所有者不明の猫対策として福岡県地域猫活動支援事業により、市町村へ補助金交付やサポーター派遣を行っています。また、市町村と共に認定地域の調査も実施しています。

放し飼い、フンの放置等飼い主の管理に起因する苦情の対策として、飼い主等への指導を実施するとともに動物の飼い方について啓発チラシの配布や市町村広報誌等へ掲載を行っています。

その他、福岡県動物愛護推進協議会北筑後支部において、県知事より委嘱された動物愛護推進員の活動を支援するとともに、動物愛護推進員と協力して犬の愛護教室の開催や適性飼養の啓発活動等を行っています。

狂犬病予防業務関係

(令和6年度)

区分	畜犬登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	咬傷犬	被咬傷者
小 郡 市	3,295	1,992	0	0	6	4
うきは市	1,261	1,013	6	2	0	0
朝 倉 市	2,984	1,794	8	4	3	1
筑 前 町	1,988	1,282	6	6	0	0
大刀洗町	916	582	0	0	0	0
東 峰 村	94	68	1	1	1	0
計	10,538	6,731	21	13	10	5

動物愛護管理業務関係

(令和6年度)

区分	引き取り											
	引き取り頭数								返還頭数			
	犬				猫				犬		猫	
	成犬		子犬		成猫		子猫		成犬	子犬	成猫	子猫
	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項	第1項	第3項				
小 郡 市	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
うきは市	4	5	0	0	0	1	0	3	4	0	1	0
朝 倉 市	0	9	0	2	0	0	0	3	8	0	0	0
筑 前 町	0	5	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 峰 村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	21	0	2	0	1	0	7	17	0	1	0

区分	収容							
	負傷動物取扱頭数				返還頭数			
	犬		猫		犬		猫	
	成犬	子犬	成 猫	子 猫	成犬	子犬	成 猫	子 猫
小 郡 市	0	0	1	0	0	0	1	0
うきは市	3	0	1	0	1	0	0	0
朝 倉 市	2	0	0	0	2	0	0	0
筑 前 町	1	0	2	0	1	0	0	0
大刀洗町	0	0	1	0	0	0	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	5	0	4	0	1	0

*第1項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に基づく所有者からの引き取り

*第3項・・・動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に基づく拾得者等からの引き取り

動物取扱業関係（第一種）

(令和7年3月31日現在)

区分	販売	保管	貸出	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	登録施設 数
小 郡 市	10	14	1	1	0	0	0	26
うきは市	23	10	0	0	1	1	0	35
朝 倉 市	31	19	1	3	1	0	0	55
筑 前 町	15	7	0	4	0	0	1	27
大刀洗町	9	4	1	0	1	0	0	15
東 峰 村	0	0	0	0	0	0	0	0
計	88	54	3	8	3	1	1	158

動物愛護啓発事業活動実施状況

(令和6年度)

区分	犬のしつけ方教室	動物愛護教室	適正飼養推進キャンペーン
実施回数	0	0	6
参加人数等	0	0	1,596

(3) 生活衛生業務

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場の生活衛生営業施設及び特定建築物等その他の関連施設に対し、衛生の確保・向上を図るために関係法令等に基づき、営業の許可、確認及び施設の監視指導を行っています。特に、公衆浴場や旅館(共同浴場)等におけるレジオネラ菌対策について重点的に監視指導しています。

生活衛生関係

(令和7年3月31日現在)

区分	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		旅館	遊泳用プール	特定建築物	火葬場
		普通	その他			洗濯	取次所				
小 郡 市	0	0	4	49	107	9	36	5	4	9	1
うきは市	0	0	14	36	69	6	19	42	2	10	1
朝 倉 市	1	0	32	69	118	9	42	74	5	21	2
筑 前 町	0	0	3	25	40	5	7	4	1	3	0
大刀洗町	1	0	0	9	24	4	5	1	0	2	0
東 峰 村	0	0	1	3	3	0	0	7	0	0	0
計	2	0	54	191	361	33	109	133	12	45	4

(4) 水道関係業務

水道法に基づく水道施設(専用水道、簡易専用水道)の確認申請、届出に係る業務を行っています。また、安全な水を確保する観点から、上記水道施設の立入検査を行うとともに、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき飲用井戸に係る指導や助言を行っています。

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成25年4月1日施行)により、水道法第48条の2が改正され、専用水道及び簡易専用水道に係る事務権限が市へ移譲されました。)

水道関係施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
専用水道	11	0	0	11
簡易専用水道	4	5	1	10

2 感染症係

(1) 感染症対策

交通手段の発達に伴う人・物の移動や開発等による環境の変化、社会様態の変容、人権尊重への要請などにより、これまでの伝染病予防法にかわって、平成 11 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）が施行されました。

感染症法は、重症度や病原体の感染力により、一類感染症から五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の類型を加えた 8 分類に分けられ、各類型に応じた措置を講じるよう体系化されています。

ア 感染症の発生状況と対応

感染症発生届を受理した場合は、患者本人や家族等に対して感染症の原因究明やまん延防止のための調査を行うとともに、必要に応じ健康診断を実施しています。

また、住民や医療機関・各種施設等からの電話相談や来所者の相談に対応しています。

① 感染症発生状況（当所受理分）

（令和 6 年度）

疾 患 名		件 数
二類感染症	結核	14
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	4
四類感染症	レジオネラ症	1
	A型肝炎	1
	デング熱	1
	日本紅斑熱	1
五類感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2
	水痘（入院例）	1
	梅毒	3
	百日咳	11
合 計		39

② 感染症対応状況（社会福祉施設の集団発生に関する調査及び相談）

（令和 6 年度）

疾患名または症状		件 数
新型コロナウイルス感染症		21
インフルエンザ		15
感染性胃腸炎		7
溶連菌感染症		1
百日咳		1
合 計		45

③ 行政検査

感染症法第 15 条に基づき、①感染症の患者、②無症状病原体保有者、③疑似症患者、④感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、に対して検査を行っています。

（令和 6 年度）

対象疾患		①	②	③	④
二類感染症	結核	3	0	0	0
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	11	1	0	8
四類感染症	デング熱	0	0	3	0
	チクングニア熱	0	0	1	0
	ジカ熱	0	0	1	0
	日本紅斑熱	0	0	1	0
	つつが虫病	0	0	1	0
五類感染症	風しん	0	0	1	0

④ 感染症の診査に関する協議

一類・二類感染症発生時の当該患者への入院勧告や就業制限、三類感染症患者への就業制限に関することを協議するために、南筑後保健福祉環境事務所、筑紫保健福祉環境事務所、糸島保健福祉事務所を管轄する「北筑後保健所感染症の診査に関する協議会」を設置しています。
令和6年度は3回開催しました。

⑤ 感染症発生動向調査

感染症法の届出に基づく一類感染症から五類感染症全ての感染症の発生状況について、一元的な情報収集、分析、提供・公開体制を構築するために感染症発生動向調査事業を行うとともに、市町村等の担当課へ発生状況の情報を提供しています。

また、管内の病原体定点医療機関等の協力を得た上で、病原体分離等の検査情報収集のための検体検査を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の全国発生動向把握のためのゲノム解析についても検体検査を行い、検査結果について各関係機関に還元しています。

⑥ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

大雨等の水害により感染症の発生及びまん延の恐れある場合は、感染症法に基づく消毒指示を行っています。

⑦ 感染症の啓発・正しい知識の普及

感染症発生の予防及びまん延防止のために、各種感染症に関する情報の提供・指導・支援を行っています。

日 時	内 容	対象者
令和6年 11月20日	・情報提供「結核に関すること～高齢者施設と結核～」 ・講 話「高齢者施設での感染対策～日常業務に感染症対策を定着させよう～」 ・情報提供「ノロウィルスを想定した吐物処理」	高齢者入所施設 職員
令和7年 1月21日	朝倉介護保険事業者協議会スタッフセミナー テーマ「高齢者施設における感染対策～行政側からの視点を含めて～」	朝倉地区の介護 保険事業者
令和7年 2月13日	テーマ：「あなたならどうする？～避難所の感染症対策について～吐物処理編」 講義&演習「吐物処理の基礎」 グループワーク 「避難所での嘔吐発生時の対応について」	当所職員、管内 市町村職員 (地域保健従事 者現任教育とし て実施)

イ 新型インフルエンザ等対策

病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新興感染症については、国民の生命健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、平成25年4月「新型インフルエンザ等対策措置法」が施行され、同年6月に政府の新型インフルエンザ等対策行動計画が策定されたことを受け、本県においても同年9月に福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

また、令和2年から3年半余り続いた新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は令和6年7月2日付けで新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、本県も令和7年3月25日付けで福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したところです。今後は、本県の計画を推進していくこととしています。

① 地域新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の発生段階や地域の実情に応じた対策を円滑に実施することを目的に、管内の市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防機関等の関係機関による会議を開催しています。

本会議は、平成22年度から平成26年度まで、当所が主催となり久留米保健医療圏及び朝倉保健医療圏において開催していましたが、平成27年度からは、久留米市保健所の管轄する久留米保健医療圏においては久留米市が主催となり開催し、朝倉保健医療圏（朝倉医師会、小郡三井医師会、浮羽医師会）については、北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会の一環として地域新型インフルエンザ等対策連絡会議と位置づけし、当所が主催で開催しています。

また、令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未開催となりましたが、令和5年度から再開し、令和6年度には、連絡会議の位置づけを明確化するために、地域救急医療部会の要領を改正しました。

日 時	内 容
令和6年 8月7日 19:00～	○情報提供 ・ 当所管内の医療措置協定締結医療機関について ・ 新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練について

② 新型インフルエンザ等対策実地訓練

新型インフルエンザ等新興感染症の患者（疑い含む）が管内で発生した場合、当所と管内の各関係機関における相互の連絡方法、情報伝達及び患者の移送等が適切に行えるよう実地訓練を行い、管内における感染症対策の向上を図ることを目的に開催しています。

日 時	内 容	対象者
令和6年 9月27日	新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練（Ⅰ部） ・ 保健所における受診調整、救急搬送調整の訓練 ・ 消防本部における個人防護服の着衣訓練 ・ 患者の搬送訓練 新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練（Ⅱ部） ・ 医療機関における患者受入調整、検体採取訓練 ・ 医療機関における個人防護服の着脱訓練 ・ 患者搬送後の救急車の消毒訓練（保健所）	甘木・朝倉消防本部 朝倉医師会病院 朝倉医師会医療機関 管内関係医療機関 保健所
令和6年 9月30日	新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練（Ⅲ部） ・ 保健所における疫学調査、入院調整の訓練 ・ メーリングリストを用いた情報伝達訓練	保健所 新型インフルエンザ等対策連絡会議委員
令和6年 10月4日	新型インフルエンザ等発生時合同実地訓練（机上訓練・オンライン） ・ 主催：朝倉医師会病院 ・ 実地訓練の内容を関係機関に説明し協議	朝倉医師会病院 感染対策向上加算連携機関 保健所

③ 情報伝達、サーベイランス

福岡県感染症発生動向調査（週報）を、市町村等の関係機関へ提供しています。

ウ 健康危機対処計画（感染症編Ver.1）における関連業務について

新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及び感染拡大に備えるため、令和4年12月に感染症法及び地域保健法が改正され、感染症法に基づく感染症予防計画において、新たに保健所体制についての項目を設けることが規定されました。

また、地域保健法の改正に伴い、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所において令和5年度末までに「健康危機対処計画」を策定することが示されました。

当所では令和6年3月に、感染症危機発生時における速やかな有事体制への移行（発生段階に応じた増員等）や組織体制についてあらかじめ取り決め、有事の際に対応するための健康危機対処計画（感染症編Ver. 1）を策定しました。

令和6年度の取り組み状況

実施時期	項 目	備 考
令和6年 4月	当所の健康危機対処計画（感染症編）を関係機関に配付	令和5年度新型インフルエンザ等対策連絡会議にて関係機関に趣旨説明を行い、令和6年度当初に完成版を配布
令和6年 7月～8月	当所職員対象に健康危機対処計画について説明	職場の所属研修を活用
令和6年度	新興感染症危機発生時の共通対応業務マニュアルの作成	県域保健所感染症対策主幹で分担作成
令和6年 12月	積極的疫学調査の研修・実地訓練	当所職員の新型コロナ対応未経験者、市町村保健師を対象に実施
令和7年 3月	公用車車両の養生及び消毒実施 車椅子アイソレータ移送訓練	感染症係で実施

※関係機関との新型インフルエンザ等対策実地訓練や、高齢者施設対象の感染対策研修会等は、別途記載しています。

エ 改正感染症法に基づく医療措置協定業務

令和4年12月に感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するため、平時から都道府県と医療機関とで医療機関の分担・確保に係る医療措置協定（※）を締結することが法定化されました（令和6年4月施行）。

令和5年度に本県が策定した福岡県感染症予防計画（第5版）に、令和4年12月（第8波）の実績を参考に、医療措置協定締結を医療機関数や病床数の目標値を掲げています。

当所では、二類相当時の新型コロナウイルス感染症患者の実績対応のある医療提供体制を目指し、管内の医師会や医療機関に打診や調整を行いました。

（※）医療措置協定項目：病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣
管内における医療措置協定の締結状況（令和7年3月現在の県ホームページ公開情報）は、管内153医療機関のうち95医療機関が医療措置協定項目のいずれかの協定締結を行います。

参考）管内における新型コロナウイルス感染症対応実績医療機関は99医療機関。

（令和4年12月時点）

オ 高病原性鳥インフルエンザ対策

ヒトが鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）に感染した時は、感染症法の二類感染症に指定されており、入院措置等の措置を行う必要があります。家さん農場における鳥インフルエンザ対策については、県農林水産部が主催する訓練に参加するなど、管轄の農林事務所や家畜保健衛生所と連携を図っています。

令和6年度は、両筑家畜保健衛生所が主催する研修を受講し、防疫作業の流れの確認と防護服等の着脱実習を行いました。また、発生時の対応について関係機関や所内対応等を確認しました。

カ エイズ・性感染症対策

① 啓発普及活動事業

厚生労働省は、平成18年以降、毎年6月1日から7日までの1週間をHIV検査普及週間とし、国連は、毎年12月1日を世界エイズデーとして、啓発普及活動を実施しています。当所は、定期の検査・相談に加え、さらに利用者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進するために、土日や夜間のエイズ相談検査の窓口を開設しています。

また、エイズ・性感染症に関する知識の浸透を図るため、HIV 検査普及週間や世界エイズデー等の機会を捉え、広報活動を行っています。

令和 6 年度は、HIV 検査普及週間、世界エイズデーにおいて、臨時検査や広報活動を実施しました。

○ HIV 検査普及週間における臨時検査・相談 (令和 6 年度)

場 所	実施日	受付時間	内 容
朝倉総合庁舎	令和6年6月1日（土）	9:30～11:30	HIV・梅毒迅速検査

○ 世界エイズデーにおける夜間エイズ検査・相談 (令和 6 年度)

場 所	実施日	受付時間	内 容
朝倉総合庁舎	令和6年12月2日（土）	17:00～19:00	HIV・梅毒迅速検査

○ 広報活動の実施状況 (令和 6 年度)

実施時期	実 施 内 容
令和6年5月27日～6月7日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置
令和6年11月～12月	市町村、専門学校、自動車学校、商業施設、甘木鉄道の駅構内、公園等へのポスター掲示、リーフレット等の配布
令和6年11月25日～12月3日	朝倉総合庁舎及び久留米分庁舎ロビーでの啓発コーナー設置
通 年	当所ホームページ及び「HIV検査・相談マップ」、「API-Netエイズ予防情報ネット」サイトへの掲載

② 検査、相談事業

朝倉総合庁舎での月 2 回の定例検査・相談を、令和 6 年 7 月から毎週月曜日へと検査回数を増やして実施しています。

○ エイズ相談及びHIV 抗体検査件数 (令和 6 年度)

相 談	検 査
69	68

※迅速検査の導入（久留米分庁舎 H18 年 6 月～・朝倉本庁舎 H30 年 10 月～）

○ 性感染症検査件数 (令和 6 年度)

梅毒検査	性器クラミジア	淋菌検査
67	30	30

(2) 結核対策

保健所は地域における結核対策の中核的な拠点として、定期検診や予防接種の実施状況の把握、結核患者の早期発見やDOTS（直接服薬確認療法）の推進を行い、また、保健指導・管理検診などの患者管理の実施、接触者健診の実施など、発生届出から登録削除するまでの個別支援を行っています。

平成 28 年 11 月、結核に関する特定感染症予防指針の一部が改正され、令和元年（2020 年）までに罹患率 10 以下、DOTS実施率 95%以上という目標が掲げられ、患者中心のDOTSの推進、病原体サーベイランスの推進、低まん延国化に向けた体制の検討を柱とした対策を進めるとされてきました。保健所は地域DOTSの拠点として、家庭訪問等での地域DOTSの実施及び関係機関との連絡調整を行うとされています。

当所においては、治療完遂の支援のため、家庭訪問等の個別支援の他に、所内DOTSカンファレンスを定例的に（月 1 回）実施しています。また、コホート検討会を開催し、地域の課題抽出や、結核管理の充実を図り、結核患者の確実な治癒を目指した服薬支援や二次感染防止対策等に取り組んでいます。

令和 5 年の全国結核罹患率は 8.1%となり結核低まん延国の水準を達成しましたが、今後は新規患者の多くを占める高齢者と外国出生者への支援を充実させていく必要があります。

ア 管内結核患者状況

① 管内結核登録者年次推移

区 分	年	人 口 (各年10月1日現在)	結核登録者		新登録結核患者	
			登録者数	登録率	登録者数	罹患率
全 国	R1	126, 167, 000	34, 523	27. 4	14, 460	11. 5
	R2	126, 227, 000	31, 551	24. 9	12, 739	10. 1
	R3	125, 502, 000	27, 754	22. 1	11, 519	9. 2
	R4	124, 946, 789	24, 555	19. 7	10, 235	8. 2
	R5	124, 351, 877	22426	18. 0	10096	8. 1
福 岡 県	R1	5, 110, 113	1, 416	27. 7	614	12. 0
	R2	5, 108, 038	1, 298	25. 4	512	10. 0
	R3	5, 123, 748	1, 214	23. 7	535	10. 4
	R4	5, 116, 046	1, 096	21. 4	437	8. 5
	R5	5, 102, 730	1, 022	20. 0	429	8. 4
管 内	R1	182, 926	55	30. 0	20	10. 9
	R2	181, 940	66	36. 2	22	12. 1
	R3	183, 912	52	28. 3	27	14. 7
	R4	183, 349	45	24. 5	12	6. 5
	R5	182, 483	53	29. 0	24	13. 2
小郡市	R1	58, 517	20	34. 1	6	10. 2
	R2	58, 322	29	49. 7	13	22. 2
	R3	59, 422	25	42. 1	9	15. 1
	R4	59, 663	21	35. 2	4	6. 7
	R5	59, 439	26	43. 7	9	15. 1
うきは市	R1	27, 821	14	50. 3	5	17. 9
	R2	27, 474	14	50. 9	4	14. 5
	R3	27, 576	7	25. 4	2	7. 3
	R4	27, 276	3	11. 0	0	0. 0
	R5	26, 875	4	14. 9	4	14. 9
朝倉市	R1	49, 894	13	26. 0	5	10. 0
	R2	49, 254	15	30. 4	4	8. 1
	R3	49, 661	11	22. 2	9	18. 1
	R4	49, 042	10	20. 4	5	10. 2
	R5	48, 598	14	28. 8	7	14. 4
筑前町	R1	29, 473	6	20. 3	2	6. 7
	R2	29, 608	5	16. 8	1	3. 3
	R3	29, 764	3	10. 1	2	6. 7
	R4	29, 839	4	13. 4	2	6. 7
	R5	30, 041	3	10. 0	1	3. 3
大刀洗町	R1	15, 274	2	13. 0	2	13. 0
	R2	15, 387	3	19. 4	0	0. 0
	R3	15, 626	6	38. 4	5	32. 0
	R4	15, 717	7	44. 5	1	6. 4
	R5	15, 810	6	38. 0	3	19. 0

東峰村	R1	1,947	0	0.0	0	0.0
	R2	1,895	0	0.0	0	0.0
	R3	1,863	0	0.0	0	0.0
	R4	1,812	0	0.0	0	0.0
	R5	1,720	0	0.0	0	0.0

*出典：福岡県の結核（保健医療介護部作成）

*登録率、罹患率については、人口10万人対

② 新登録結核患者数（年代別）（令和6年度）

区 分	総 数	0～19 歳	20～59歳	60～69歳	70歳以上
小 郡 市	1	0	0	1	0
うきは市	4	0	1	2	1
朝 倉 市	4	0	3	0	1
筑 前 町	4	0	2	0	2
大刀洗町	1	0	1	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0
合 計	14	0	7	3	4

*潜在性結核感染症は含まず。

③ 新登録結核患者数（令和6年度）

区 分	総 数	塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性	肺外結核
小 郡 市	1	0	1	0	0
うきは市	4	0	1	1	2
朝 倉 市	4	0	2	1	1
筑 前 町	4	1	3	0	0
大刀洗町	1	1	0	0	0
東 峰 村	0	0	0	0	0
合 計	14	2	7	2	3

*塗抹陽性とは、喀痰検査による結核菌が陽性のもの

イ 定期健康診断、接触者の健康診断

当所では、事業所の長、学校の長、施設の長、市町村長に対して、感染症法に基づき実施が義務付けられている結核定期健康診断の実施状況の把握を行っています。結核患者との接触者（患者家族、その他接触者）については、結核患者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的に接触者の健康診断を実施しています。なお、他の健康診断により感染・発病の有無を把握できる者は、その結果把握に努めています。

結核接触者健康診断受診者数（延べ数）（令和6年度）

内 訳	患者家族	接触者
胸部X線検査のみ	6	4
ツベルクリン反応検査のみ	0	0
ツベルクリン反応検査＋胸部エックス線検査	0	0
ツベルクリン反応検査＋I G R A検査＋胸部エックス線検査	0	0
I G R A検査のみ	8	309
I G R A検査＋胸部X線検査	4	7
小 計	18	320
他機関での受診	0	0
合 計	18	320

ウ 管理検診、定期病状調査

治療を終えた結核患者の健康状態を経過観察するため、当所では管理検診及びかかりつけ医療機関に対する病状調査を行っています。管理検診未受診者に対しては家庭訪問等を行い、受診勧奨を行っています。

管理検診、定期病状調査 (令和6年度)	
管理検診対象者延べ数	51
管理検診受診者数	43
(内訳) 保健所での管理検診	6
医療機関受診	37
未確認者	8

*平成23年4月から、6カ月毎の病状把握実施

エ 訪問指導等

結核患者届出を受けると、速やかに患者や家族を訪問し、発病状況等の情報入手や服薬管理等療養上の指導を行っています。また、患者家族等の接触者に対しては、健康診断の受診勧告等を行うなど、発病予防、新たな結核患者の早期発見に努めています。

結核患者等への家庭訪問及び相談件数					(令和6年度)
訪問指導件数	(再掲) DOTS訪問	来所相談件数	(再掲) 来所DOTS面接	その他面接 相談件数	電話相談件数
65	55	43	26	29	365

*DOTS：結核患者に対して、家庭訪問等で直接に服薬を確認する療法

オ 結核の診査に関する専門部会

北筑後保健所感染症の診査に関する協議会の下に、北筑後保健所結核の診査に関する専門部会を設置しています。感染症法第18条に基づく就業制限、同法20条の入院勧告の要否及び同法19条の応急入院勧告の報告や同法37条の2の公費負担申請内容について審議する専門部会を月2回開催しています。

結核の診査に関する専門部会への諮問件数 (令和6年度)				
診査区分	諮問件数	答申件数		
		承認	不承認	保留
法第18条（就業制限の通知）	10	10	0	0
法第20条（入院勧告）	14	14	0	0
法第37条の2（公費負担申請）	31	31	0	0
合 計	55	55	0	0

*法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ 結核等事例検討会

塗抹陽性患者の接触者等の健康診断の対象者の選定、健診計画について検討しています。
令和6年度の事例検討件数は、26件でありました。

キ DOTS（直接服薬確認療法）事業

「DOTS事業実施要領」に基づき、結核患者に対し、家庭訪問等で服薬確認支援を行っています。

① 所内DOTS（直接服薬確認療法）カンファレンス

DOTS事業は、登録時喀痰塗抹陽性者、その他服薬中断の恐れのある患者等を対象とされていたが、「結核に関するDOTS（直接服薬確認療法）」の一部改正（平成23年10月12日）され、全結核患者を対象とすることに変更されています。

当所では、結核等事例検討会のメンバーで服薬支援のためのアセスメントを行い、具体的な支援方法を決定しています。令和6年度は、延22件について検討を行いました。

② 結核専門機関とのDOTS（直接服薬確認療法）カンファレンス

入院中及び退院後の患者への服薬支援を円滑に行うため、個別の退院前DOTSカンファレンスに参加し、主治医や病棟スタッフとの情報交換を行っています。

③ コホート検討会の実施

地域DOTS体制の強化を図るため、DOTS対象者全員の治療成績の評価と地域の結核対策に関する課題の検討を行っています。

日 時	内 容	参加者
令和6年 7月18日	困難事例に関する事例検討と、事例から見える地域課題の検討	保健監、保健衛生課長、感染症対策主幹、感染症係長 結核担当職員4名
令和7年 3月12日	統計結果からの結核の発生状況と当所管内における地域課題、対策に関する検討	結核の診査に関する専門部会委員4名、保健衛生課長、感染症対策主幹、感染症係長、 結核担当保健師3名

ク 学校結核対策委員会

平成15年度から小中学校におけるツベルクリン反応検査及びBCG再接種を廃止し、問診を中心とした内科検診へ転換しました。また、学校単位ではなく地域と連携した結核対策をとる必要から、市または地区単位で学校結核対策委員会が設置されており、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校における結核対策マニュアル」により、精密検査対象児童生徒の管理方針の検討が行われています。

ケ 結核啓発活動

新登録結核患者のうち、全国及び本県においては、高齢者の占める割合（令和5年70歳以上の割合、全国62.1%、本県61.1%）が増加しており、日本の高齢化と若年層の罹患率の低さが影響し高齢者層への偏りが進んでいます。また、当所においては、令和6年の新登録結核患者（潜在性結核感染症を除く）は14人となっており、そのうち70歳以上（4人）の割合は28.6%と全国及び本県と比べ低いものの、外国出生者の割合は35.7%と全国及び本県（令和5年外国出生者の割合、全国16.0%、本県21.1%）と比較して高い状況にあります。

この状況を受け、当所では、令和6年度から「結核対策特別促進事業」の一環として、外国出生者の発病予防と治療完遂のために、技能実習生等の監理団体や日本語学校の学生に対して外国出生者の実態を把握するための調査を実施しました。

この調査結果を踏まえ、今後は、来日者向けの啓発資料を作成するとともに周知を図り、日本語学校の学生の健康教育を実施する予定としています。

また、高齢者施設の職員に対し、結核の正しい知識と管内の結核の現状を伝え、結核の早期発見、施設内DOTSにつなげる目的で研修を実施しています。令和6年度も高齢者施設職員を対象に研修会を開催しました。

開催日：令和6年11月20日

内 容：講話「結核に関すること～高齢者施設と結核～」

対象者：高齢者入所施設職員

(介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、
有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

コ 結核指定医療機関

結核患者の医療を担当する病院、診療所、薬局を指定しています。

(令和6年度)

新規申請件数	変更件数	辞退件数
5	0	8

(3) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、各関係機関と連携を図りながら、管内市町村等への情報提供、相談等を行うとともに、管内市町村から報告された定期予防接種の間違い報告を、県がん感染症疾病対策課に進達し、予防接種の適正な実施の推進に努めています。

また、管内市町村が設置する予防接種健康被害事故調査委員会の委員として、保健所長が出席しています。

定期予防接種間違い報告件数

(令和6年度)

接種間隔誤り	重複接種	年齢対象外への接種	回数・接種量・種類の誤り	合 計
11	2	0	1	14

予防接種健康被害事故調査委員会開催回数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	4	3	5

社会福祉課

1 高齢者福祉

高齢者人口の増加や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、高齢者の介護を社会全体で支えるために平成12年4月から介護保険法が施行されました。この介護保険制度の適切な推進を図るとともに、高齢者福祉の増進のため、市町村その他関係機関への情報の提供や必要な支援等を行っています。

また、老人福祉法に基づく届出の受付や軽費老人ホームを設置する社会福祉法人の事業費補助金交付（変更）申請等に係る審査事務、「福岡県ねんりんスポーツ・文化祭」や「老人の日記念品等贈呈事業」に係る業務協力を行うほか、市町村が実施する地域ケア会議や養護老人ホーム入所判定会議に参加しています。

高齢者福祉・保健施設設置状況

(令和7年3月31日現在)

施設種別	施設名	定員	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) 21施設	三沢長生園	70	小郡市三沢花簗 881-1	0942-75-0347
	ユニット型三沢長生園	30	小郡市三沢花簗 881-1	0942-75-0347
	青寿苑	50	小郡市井上 531	0942-72-8121
	青寿苑ユニット型	30	小郡市井上 531	0942-72-8121
	※ 弥生の里	29	小郡市山隈字弥八郎 273-1	0942-41-2181
	水月吉井	50	うきは市吉井町新治字水月 176-1	0943-76-5366
	えびね荘	50	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ひじり園うきは	50	うきは市吉井町富永 1744-1	0943-76-9222
	いしずえ荘	100	朝倉市三奈木 2466-1	0946-21-3200
	甘木愛光園	50	朝倉市山見字堂園 429	0946-25-1558
	日迎の園	50	朝倉市杷木志波 92-1	0946-62-0007
	きらく荘	50	朝倉市城 859	0946-21-1833
	夢花館	50	朝倉市城 859	0946-23-8061
	朝老園	120	朝倉郡筑前町朝日 586	092-926-1171
	朝倉苑	50	朝倉郡筑前町原地蔵 2226-3	0946-22-2881
	美和の里	30	朝倉郡筑前町原地蔵 2227-5	0946-24-8002
	朝老園ひさみつ	30	朝倉郡筑前町久光 1380-1	0946-21-5050
	清和園	50	朝倉郡東峰村小石原 708-13	0946-74-2453
	宝珠の郷	50	朝倉郡東峰村福井 942-1	0946-72-9811
	聖母園	50	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0084
	大刀洗幸生苑	50	三井郡大刀洗町高樋 1245-1	0942-77-0877
	大刀洗昌普久苑	50	三井郡大刀洗町本郷 3279	0942-77-6560
計 22 施設				
老人保健施設 (介護老人保健施設) 9施設	しらさぎ苑	100	小郡市三沢字花簗 851-1	0942-75-7291
	弥生園	100	小郡市山隈字弥八郎 273-8	0942-41-2888
	うきは	100	うきは市浮羽町古川 1053-8	0943-77-8282
	ラ・パス	100	朝倉市菩提寺 183-53	0946-23-1322
	アルファ俊聖	70	朝倉市甘木 199-1	0946-22-5551
	アスピア	100	朝倉市三奈木 2420	0946-23-2200
	城山荘	100	朝倉郡筑前町大久保 501	0946-22-1051
	サンビレッヂ朝日ヶ丘	80	朝倉郡筑前町朝日 568	092-927-1621
	ふじ	78	朝倉郡筑前町山隈 842-1	0946-22-2561
養護老人ホーム 3施設	小郡池月苑	60	小郡市八坂 29-1	0942-72-2200
	うきは	45	うきは市吉井町福永字嶋 72-1	0943-75-2340
	聖母園	40	三井郡大刀洗町大字今 491	0942-77-0085

軽費老人ホーム（ケアハウス） 6 施設	ケアハウス青寿苑	20	小郡市井上 531	0942-72-8121
	ケアハウス小郡	50	小郡市三沢字北立石 5432-1	0942-75-5311
	ケアハウスえびね	15	うきは市浮羽町古川 707-3	0943-77-7610
	ケアハウス雅	30	朝倉市甘木 2427-1	0946-23-1511
	ケアハウス太刀洗	50	朝倉郡筑前町高田 2315-1	0946-23-2421
	菊水苑	50	朝倉郡筑前町高田 2311	0946-22-9743

2 介護保険

介護保険法に基づき、居宅介護サービス事業者及び介護保険施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っています。

指定状況及び申請・届出件数

(令和6年度)

	令和6年度末現在 事業者・施設数	申請・届出件数				
		指定	更新	廃止	休止	変更
訪問介護	29	2	1	3	3	452
訪問入浴介護	1	0	0	0	0	
訪問看護	24	2	2	1	0	
通所介護	44	1	4	4	1	
訪問リハビリテーション	2	0	0	0	0	
通所リハビリテーション	14	1	0	1	0	
短期入所生活介護	23	0	1	0	0	
短期入所療養介護	2	0	1	0	0	
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0	
福祉用具貸与	9	0	3	1	0	
福祉用具販売	9	0	3	1	0	
(居宅サービス事業計)	160	6	15	11	4	
介護老人福祉施設	21	0	0	0	0	78
介護老人保健施設	9	0	1	0	0	52
(介護保険施設サービス計)	30	0	1	0	0	130
合計	190	6	16	11	4	582

※（介護保険法のための届出。老人福祉法の届出含まず。）

3 障がい者福祉

身体障がい者及び知的障がい者に対する福祉制度は、平成15年4月1日から、行政が福祉サービスの内容と提供機関を決定する「措置制度」に代わり、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者自身がサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

さらに、平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法では、精神を加えて三つの障がいを一元化し、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関わらず共通の福祉サービスを提供する制度として再編されました。

「支援費制度」では利用者の所得に応じた応能負担の仕組みとなっていたが、障害者自立支援法では定率（原則1割）を負担する仕組みに見直され、サービス体系については、「支援費制度」の居宅系サービスと施設系サービスが、日中活動系サービスと居住系サービスに整理されました。

なお、障害者自立支援法については、地域社会における共生の実現に向け、平成24年6月に制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病の者等」が追加され、法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました。（平成25年4月1日施行）

(1) 障害福祉サービス事業所の指定及び変更

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に係る指定・変更等に関する事務や、6年ごとの更新に係る事務を行っています。

指定状況及び申請・届出件数

(令和6年度)

	令和6年度末現在 事業者・施設数	令和6年度申請・届出受付件数				
		指定	更新	廃止	休止	変更
居宅介護	18	0	6	0	2	492
重度訪問介護	15	0	5	0	2	
同行援護	9	0	2	0	0	
行動援護	0	0	0	0	0	
療養介護	1	0	0	0	0	
生活介護	25	0	3	2	0	
短期入所	22	3	6	2	0	
施設入所支援	8	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	0	0	
就労移行支援	2	1	0	1	1	
就労継続支援A型	12	1	0	1	0	
就労継続支援B型	34	7	3	1	0	
就労定着支援	3	0	2	0	0	
共同生活援助	24	4	3	2	0	
自立生活援助	1	0	0	0	0	
合計	175	16	30	9	5	492

(2) 支給事務

ア 特別障害者手当等の支給（管内の郡部を所管）

① 特別障害者手当（令和6年度手当額：月額28,840円）

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に支給しています。

② 障害児福祉手当（令和6年度手当額：月額15,690円）

日常生活において、常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給しています。

特別障害者手当等の支給状況

(令和6年度)

	延受給者数（人）				支給額（円）
	筑前町	東峰村	大刀洗町	計	
特別障害者手当	21	1	8	30	9,813,400
障害児福祉手当	25	0	11	36	5,619,730
計	46	1	19	66	15,433,130

イ 腎臓疾患患者福祉給付金の支給

身体障害者手帳の交付を受けている者で就労等の理由により、夜間に一カ月5回以上の人工透析による治療（夜間の人工透析とは、人工透析の治療開始時が原則として午後5時以降になることをいう。）を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成しています。

腎臓疾患患者福祉給付金の支給状況

(令和6年度 単位：人)

	久留米市	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
前期	4	0	2	4	4	0	0	14
後期	4	0	2	4	4	0	0	14

※給付額：月額2,000円、給付延月数：前期82カ月、後期84カ月

(3) 障害者自立支援給付支給事務等市町村指導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項及び地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、管内市町村に対して自立支援給付支給事務等に関する指導を行っています。※「福岡県自立支援給付支給事務等市町村指導実施要領」により、2年に1回以上実施。

令和6年度実施市町村：小郡市、うきは市、筑前町

(4) 「ふくおか・まごころ駐車場」利用証の交付

福岡県では、障がいのある方や高齢者の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場に駐車し、安全かつ安心して施設を利用できるよう支援するため、平成24年2月から「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始します。

当事務所では朝倉本庁舎と久留米分庁舎で対象者からの申請を受け付け、利用証を交付しています。

【利用証の交付状況】

(令和6年度)

	朝倉本庁舎	久留米分庁舎	合 計
件 数	337	1,081	1,418

4 女性及び母子・父子・寡婦福祉

女性、母子父子寡婦福祉に関する相談・援助及び母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する事務を行っています。当事務所では、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村を担当しています。

(1) 女性相談

家庭間の問題・離婚・養育問題・借金等、様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、自立のために必要な支援を行っています。近年、家庭内の諸問題や、取り巻く環境が複雑化し、多種多様な相談内容になっています。

相談受付状況（経路別）

(令和6年度)

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	22	1	0	1	0	—	—	0	10	1	0	2	0	37
再来	8	1	0	2	0	0	0	0	18	28	0	1	2	60

(2) 母子父子寡婦福祉相談・支援

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、経済的自立とその子どもの健やかな成長及び育成を図るため、生活相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談等に応じ、自立に必要な支援を行っています。

相談受付状況（内容別）

相談内容	生 活 一 般								小計	児 童					小計
	住宅	医療	家 庭 紛 争		就 労	養 育 費	借 金	その他		養 育	教 育	非 行	虐 待	その他	
			配偶者等の暴力	その他											
件数	2	0	34	2	22	0	0	0	60	0	0	0	0	7	7

（上表に続く）

（令和6年度）

経済的支援・生活援護											小計	そ の 他						小計	合 計
母子福祉 資金		父子福祉 資金		寡婦福祉 資金		公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		売店設置	たばこ販売	向け 母子世帯・父子世帯	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設			
貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還														
40	176	0	1	3	14	0	1	0	0	0	235	0	0	0	0	2	2	304	

※件数は実件数

（3）母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母や父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付けを行っています。

母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

（令和6年度）

	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	0	1	0	0	0	0	1
就学支度資金	0	2	0	0	0	0	2
修業資金	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0
特例児童扶養資金	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	0	0	0	0	3

償還状況（償還率）

（令和6年度 単位：%）

	県北筑後※	うきは市	小郡市	朝倉市
母子福祉資金	44.2	100.0	72.9	39.2
父子福祉資金	100.0	—	—	—
寡婦福祉資金	58.5	—	—	—

※ 県北筑後：2町1村（筑前町、大刀洗町、東峰村）

5 児童福祉

(1) 児童福祉週間啓発事業

「児童福祉週間」(毎年5月5日の「子どもの日」から1週間)において、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることを目的として、啓発活動を行っています。

(2) 保育所業務

管内には、認可保育所が52か所、届出保育施設が26か所設置されています。認可保育所の内訳は、公立19施設、私立34施設(社会福祉法人30、株式会社1、宗教法人1)です。

児童の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、保育所の適正な運営、施設の充実、入所児童の適切な処遇が行われるよう指導しています。

認可保育所の設置状況

(令和7年3月31日現在)

		うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
公立	5	施設数	3	9	0	1	1	19
	385	定員	220	565	0	150	45	1,365
私立	3	施設数	11	6	7	5	1	33
	385	定員	895	935	620	520	20	3,375
計	8	施設数	14	15	7	6	2	52
	770	定員	1,115	1,500	620	670	65	4,740

届出保育施設の設置状況

(令和7年3月31日現在)

市町村名	うきは市	小郡市	朝倉市	筑前町	大刀洗町	東峰村	計
施設数	3	5	11	5	2	0	26

(3) 児童扶養手当遺棄証明

「児童扶養手当遺棄の認定基準」に基づき、児童扶養手当の支給事由の一つである「遺棄」の証明を行っています。

6 社会福祉法人に対する各種証明書の交付

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための不動産(土地・建物)の所有権の取得登記や賃借権の設定・移転登記について、登録免許税や不動産取得税の非課税措置を受けるために必要な証明書等の交付を行っています。

検査課

当検査課の管轄は、北筑後保健福祉環境事務所及び南筑後保健福祉環境事務所であり、業務内容は次のとおりです。

1 感染症検査業務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、3 類感染症発生時の患者家族や接触者等の病原体検索を目的とした行政検査および患者治療後の病原体を保有していないことの確認のための検査を実施しています。令和6年度は、腸管出血性大腸菌のほか、南筑後管内で腸チフスの発生がありました。

また、特定感染症予防指針に基づき、H I V及び梅毒の迅速検査を実施しています。

(1) 感染症法による行政検査件数

	北筑後	南筑後	合計
赤痢・チフス	0	9	9
腸管出血性大腸菌	21	14	35

(2) 特定感染症検査件数（令和6年度）

		H I V検査	梅毒検査
北筑後	本庁舎（迅速検査）	52	53
	久留米分庁舎（迅速検査）	16	15
南筑後	本庁舎（迅速検査）	133	132
	八女分庁舎（通常検査）	5	5
合 計		206	205

2 環境検査業務

水質汚濁防止法に基づき、筑後川水系8地点と矢部川水系8地点の河川水検査を実施している。

また、水質汚濁防止法及び福岡県公害防止法等生活環境の保全に関する条例に基づき事業場排水検査を実施している。

(1) 河川水検査件数（令和6年度）

北筑後	69
南筑後	101
計	170

同（項目別）

E C	170
p H	170
B O D	170
C O D	170
S S	170
大腸菌数	25
T－N	31
T－P	31

E C：電気伝導率

B O D：生物化学的酸素消費量

S S：懸濁物質

T－P：全磷

p H：水素イオン濃度

C O D：化学的酸素消費量

T－N：全窒素

(2) 事業場排水検査検体数

(令和6年度)

北筑後	31
南筑後	70
計	101

同 (項目別)

p H	101
BOD	101
COD	9
S S	101
T-N	99
T-P	93
計	504

p H : 水素イオン濃度

BOD : 生物化学的酸素消費量

COD : 化学的酸素消費量

S S : 懸濁物質

T-N : 全窒素

T-P : 全磷

3 食品検査業務

食品衛生法に基づく福岡県食品衛生監視指導計画に沿った食品等の収去検査を実施している。

令和6年度は、細菌検査 556 検体、化学検査 258 検体を実施しました。

結果は、法違反事例が大腸菌群 1 件、甘味料 1 件の合計 2 件、福岡県食品成分規格指導基準不適合事例が細菌数 6 件、大腸菌群 11 件の合計 17 件でした。

食品収去検査検体数

	北筑後	南筑後	合計
総検体数	172	445	617
細菌検査検体数	156	400	556
化学検査検体数	41	217	258

同 (項目数)

細菌検査	件数	A	B
細菌数	550		6
大腸菌群	442	1	11
E. coli (大腸菌)	65		
腸炎ビブリオ	41		
黄色ブドウ球菌	392		
サルモネラ属菌	73		
カンピロバクター	10		
クロストリジウム属菌	2		
乳酸菌数	3		
リステリア			
その他			
細菌計	1578	1	17

A: 食品衛生法および食品表示法違反食品数

B: 福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合食品数

同 (項目数)

化学検査	件数	A
発色剤	22	
酸化防止剤		
甘味料	200	1
品質保持剤	4	
保存料	191	
漂白剤	16	
殺菌剤	17	
着色料	84	
乳脂肪分	7	
無脂乳固形分	5	
pH	71	
塩分濃度	16	
水分活性	1	
その他	16	
化学計	650	1

A: 食品衛生法および食品表示法違反食品数

環境課

1 地域環境係

(1) 環境啓発関係業務

住民・事業者・行政が協働し、温室効果ガスの排出量を削減させる「脱炭素社会」、資源の循環的な利用を確保する「循環型社会」、自然と人間の共生を確保する「自然共生社会」の構築など、より良い環境をめざした地域づくりを企画、調整、実施するため、「北筑後地域環境協議会」を設置し、地域主体の活動を支援しています。

北筑後地域環境協議会の構成

県出先機関	朝倉農林事務所、久留米・朝倉の各県土整備事務所、 教育庁北筑後教育事務所、北筑後保健福祉環境事務所（事務局）
管内市町村	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
その他	福岡県地球温暖化防止活動推進員

北筑後地域環境協議会の主な活動（令和6年度）

区分	活動内容
脱炭素社会 （地球温暖化対策）	地球温暖化防止活動推進員との連携
	子ども環境家計簿活用事業
	エコ出前講座事業
	エコファミリーの登録推進
循環型社会 （3Rの推進）	3Rの啓発事業
	食品ロス削減推進事業
	ペットボトルキャップ回収
自然共生社会 （生物多様性保全）	生物多様性保全啓発事業
	自然体験活動の実施
	こどもエコクラブタイアップ事業
共 通	教職員・行政職員等を対象とした研修会

ア 脱炭素社会の推進

地球温暖化防止活動推進員との連携による啓発事業や小学校・学童保育所における環境教育の支援、啓発を行った。

実施年月	実施内容	実施場所
令和6年 7月～8月	小学校・学童保育所におけるエコ出前講座	久留米市 朝倉市
令和6年 6月～10月	小学生を対象に子ども環境家計簿を活用した普及啓発	管内市町村

イ 循環型社会の推進

学童保育所における啓発や、地域イベントへの出展を行った。また、ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した。

実施年月	実施内容	実施場所
令和6年 7月～8月	3R工作体験（空き瓶工作）	朝倉市
令和6年6月	久留米市WEB環境フェアワークショップ 「みつろうラップ作り」	久留米市
令和6年 6月、8月	食品ロス削減街頭啓発キャンペーン	久留米市 朝倉市
令和6年4月～ 令和7年3月	ペットボトルキャップ回収	庁舎内

ウ 自然共生社会の推進

学童保育所における啓発や、地域イベントへの出展を行った。また、ペットボトルキャップを回収してリサイクル企業に搬入した地元の地域活動団体や市町村担当部局と協働しながら自然共生事業を実施した。

また、全国唯一のスイゼンジノリ(※)自生地である朝倉市黄金川において、スイゼンジノリの復活と保全を図るため、朝倉市を事務局とし、地元住民団体、福岡県が参画する黄金川スイゼンジノリ保全協議会が平成26年5月に設置され、当所も協議会会員として参画している。

※福岡県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類。

実施年月	実施内容	実施場所
令和6年6月	水辺教室	筑前町
令和6年5月	生物多様性保全啓発事業 「吉井町南新川まつり 川底探検」	うきは市
令和6年 10月、12月	自然学習会	朝倉市 小郡市
令和6年11月	自然観察及び自然物工作 「秋の自然観察とクリスマス飾りづくり」	筑前町

エ 共通事業

実施年月	実施内容	実施場所
令和7年3月	北筑後地域環境協議会全体会議 同日研修会「循環型社会の推進に向けた近年の取組みについて～プラスチック、食品ロスを中心に～」	久留米市

(2) 浄化槽関係業務

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置届出や保守点検業者の登録に係る審査事務等を行っている。

市町村別浄化槽設置基数（令和7年3月31日現在）

市町村	設置基数 (基)	令和6年度	
		新規設置届出数(基)	廃止届出数(基)
小郡市	1,104	5	28
うきは市	1,581	7	7
朝倉市	6,651	40	34
筑前町	851	3	8
大刀洗町	148	2	1
東峰村	534	4	0
計	10,869	61	78

浄化槽保守点検業者登録数（令和7年3月31日現在）

業者住所地	登録数
小郡市	1
うきは市	2
朝倉市	5
筑前町	0
大刀洗町	1
東峰村	0
その他	3
計	12

(3) 温泉関係業務

管内においては、原鶴温泉（朝倉市）や筑後川温泉（うきは市）など、筑後川中流沿いに温泉施設が多い。温泉の適正な利用と保護を目的として、温泉法に基づく掘削や公共利用等に係る許可申請や届出の審査事務及び事業者に対する指導等を行っている。

温泉関係施設数（令和7年3月31日現在）

区分 市町村	源泉数	公共利用許可区分		可燃性天然ガス※対策	
		浴用	飲用	ガス分離器	低濃度ガス
小郡市	3	3	0	0	3
うきは市	61	12	2	8	21
朝倉市	112	32	3	15	26
筑前町	4	2	0	0	3
東峰村	3	0	0	0	1
大刀洗町	0	0	0	0	0
計	183	49	5	23	54

※可燃性天然ガス：メタンガス（無色・無臭）。温泉水中に一定以上含む場合は対策が必要。

(4) 自然公園関係業務

管内に所在する耶馬日田英彦山国定公園及び筑後川県立自然公園内における開発行為に関する許可申請や届出の審査事務を行っている。

公園名	面積	関係市町村	指定年月日
耶馬日田英彦山国定公園	8,269ha	うきは市、朝倉市、東峰村、 （豊前市、添田町、みやこ町、 上毛町、築上町）	昭和25年 7月29日
筑後川県立自然公園	14,690ha	うきは市、朝倉市、大刀洗町、 （久留米市、八女市、嘉麻市）	昭和25年 5月13日

許可・届出件数（令和6年度）

公園名	許可件数	届出件数
耶馬日田英彦山国定公園	4	2
筑後川県立自然公園	1	1
計	5	3

(5) 傷病野生鳥獣保護業務及び鳥獣保護思想の普及啓発

ア 傷病野生鳥獣保護

傷病野生鳥獣の保護を実施した。また、愛鳥週間（5月10日～16日）の行事として、実のなる木の配布、愛鳥週間啓発ポスター原画の募集を行った。

傷病野生鳥獣医療所

委託先	医療所設置場所	令和6年度 保護件数
公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	久留米市東櫛原町中央公園内 久留米市鳥類センター	1件

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザは渡り鳥が飛来する11月頃から北の地方に戻る翌5月頃までが主な発生時期であるが、高病原性鳥インフルエンザが発生・拡大すると、野鳥や家禽（養鶏）が大量死するなど各方面に大きな影響を及ぼすことから、死亡野鳥発生時の連絡体制の構築、初動調査（回収等）の方法、ウイルス検査体制、住民等への周知などについてマニュアル化され、国を中心として全国統一的な対策が行われているところである。

具体的な死亡野鳥の対応レベル（回収基準）の概要は下表のとおりである。令和6年度は、国内での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、「対応レベル2」（10月4日～）、更に国内で2例目の発生に伴い「対応レベル3」（10月15日～）に引き上げられ監視強化を図った。

なお、管内では令和6年度の死亡野鳥の検査実績は無かった。

※対応レベル表

対応レベル	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
対応レベル1 (通常時)	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
対応レベル2 (国内単発発生時・ 近隣国発生時)		2羽以上		
対応レベル3 (国内複数箇所発生時 ・近隣国発生時)		1羽以上	3羽以上	
野鳥監視重点区域 (発生地周辺)		1羽以上	3羽以上	3羽以上
鳥 種	(姦目姦科) シジュウカラガン マガン ヒシクイ コブハクチョウ コクチョウ オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ (カイツブリ目カイツブリ科) カイツブリ カンムリカイツブリ (ツル目ツル科) ナベヅル マナヅル (フトリ目姦科) ユリカモメ (姦目効科) オジロワシ オオタカ ノスリ (ハヤブサ目ハヤブサ科) ハヤブサ ※重度の神経症状が観察された水鳥類	(姦目姦科) マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ (効目効科) オオワシ クマタカ (フクロ目フクロ科) フクロウ	(コウノトリ目コウノトリ科) コウノトリ (カツトドリ目カツトドリ科) カワウ (ペリカン目姦科) アオサギ (ペリカン目姦科) クロツラヘラサギ (ツル目ツル科) オオバン (スズメ目スズメ科) ハシボソガラス ハシブトガラス (効目ミミ科) ミサゴ *以下は、検査優先種1, 2以外全種 (ツル目ツル科) タンチョウ等 (姦目姦科) カルガモ コガモ等 (カイツブリ目カイツブリ科) ハジロカイツブリ等 (フトリ目姦科) セグロカモメ ウミネコ等 (効目効科) トビ等 (フクロ目フクロ科) コミミズク等 (ハヤブサ目ハヤブサ科) チョウゲンボウ等	検査優先種1～3以外の鳥種すべて

2 環境指導係

(1) 廃棄物関係業務

ア 一般廃棄物関係

一般廃棄物処理施設の設置や施設の維持管理に関する指導及び一般廃棄物の処理主体である市町村等に対する助言を行っています。

一般廃棄物処理施設設置状況 (令和7年3月31日現在)

区分 市町村	一般廃棄物処理施設 (移動式を除き、民間設置を含む。)
小郡市	1
うきは市	5
朝倉市	9
筑前町	3
大刀洗町	0
東峰村	0
計	18

イ 産業廃棄物関係

産業廃棄物に関する許可及び監視指導については、関係機関と連携して事業者を指導するなど、不適正処理の未然防止及び是正指導を行っています。

なお、主な取組は、次のとおりです。

- ①北筑後地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（構成機関：警察署、消防本部、市町村、保健福祉環境事務所等）による事案の情報交換など
- ②産業廃棄物車両検問の実施（警察署等と合同）
- ③建設リサイクル法パトロールの実施（県土整備事務所と合同）
- ④民間警備会社委託による夜間及び休日のパトロールの実施

産業廃棄物処理施設設置状況 (令和7年3月31日現在)

区分 市町村	産業廃棄物処理施設 (移動式を除く。)
小郡市	2
うきは市	4
朝倉市	9
筑前町	2
大刀洗町	0
東峰村	0
計	17

産業廃棄物処理業許可状況 (令和7年3月31日現在)

産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			計
収 集 運 搬 業	処 分 業		収 集 運 搬 業	処 分 業		
	中間処理	最終処分		中間処理	最終処分	
797	45	0	85	0	0	927

産業廃棄物関係事業場立入検査件数及び行政指導等状況（令和6年度）

立入検査	嚴重注意	改善命令
296	0	0

ウ 自動車リサイクル関係

自動車リサイクル法に基づく登録・許可に係る事務及び立入検査を実施しています。

自動車リサイクル法関係事業者数

（令和7年3月31日現在）

引取業者数	フロン回収業者数	解体業者数	破碎業者数
35	19	12	0

エ PCB 関係

PCB 廃棄物等の保管事業者や所有事業者に対して立入調査等を行い、適正な保管や速やかな処理等について指導を行っています。

（2）環境保全関係業務

ア 大気関係

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等を有する工場・事業場に対する立入検査を実施しています。排出基準の遵守状況については、排出ガスの分析検査等を行い確認しています。

また、令和6年度、特定粉じん（石綿）排出等作業の届出は、3件あり、特定粉じんが飛散しないよう必要な措置の可否について立入検査を行いました。

大気関係届出事業場数

（令和7年3月31日現在）

区 分 市町村	ばい煙発生施設	水銀排出施設	VOC 排出施設	一般粉じん発生施設
小郡市	26	0	1	12
うきは市	27	0	1	4
朝倉市	50	1	0	9
筑前町	22	1	1	2
大刀洗町	9	0	0	2
東峰村	1	0	0	0
計	135	2	3	29

大気関係事業場立入検査件数（令和6年度）

工場・事業場数
17

イ 水質関係

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査を実施し、排水の水質検査を行い、排水基準の遵守状況の把握とともに指導を行っています。

公共用水域については、令和3年度から補助点を1地点追加し、管内河川の環境基準点5地点及び補助点2地点で、毎月水質検査を行っています（補助点については、四半期ごとに検査を行っています）。

水質関係届出事業場数 (令和7年3月31日現在)

区 分 市町村	特定事業場
小郡市	40
うきは市	78
朝倉市	229
筑前町	42
大刀洗町	20
東峰村	13
計	422

水質関係事業場立入検査件数 (令和6年度)

特定事業場数
67

管内河川水質の推移と環境基準達成状況 (BOD 値: mg/L)

水域名		地点名	類型	基準値	年 度				
					R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
基準点	隈上川	柳野橋	A	2 以下	2.5	1.8	2.7	1.7	2.6
	桂川	蜷城橋	A	2 以下	2.9	2.3	2.3	2.2	2.9
	佐田川上流	屋形原橋	A	2 以下	1.9	2.3	2.6	1.7	2.4
	佐田川下流	佐田川橋	A	2 以下	2.4	1.9	2.5	1.8	3.5
	小石原川	高成橋	A	2 以下	2.6	2.5	2.2	1.9	3.2
補助点	小石原川	千手橋	A	2 以下	—	—	1.6	1.7	1.2
	宝満川	鬼川原橋	B	3 以下	1.8	1.4	3.5	2.3	2.1
達 成 率 (%)					33% (2/6)	50% (3/6)	14% (1/7)	85% (6/7)	29% (2/7)

ウ 公害苦情関係

各種法令による規制を受ける工場・事業場に対する公害苦情は、規制基準が厳しく、かつ事業者の公害防止の意識が浸透してきたことにより減少傾向にある。しかし、最近の傾向として、家庭生活や小規模・未規制事業場に起因する苦情が増加しているため、市町村と連携して早期解決に努めています。

公害苦情件数 (令和6年度)

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
10	4	0	0	0	0	2	9	25

※1 件の苦情で複数の苦情申し立てがあった場合には、それぞれの区分に計上しています。

エ 土壌汚染対策関係

土壌汚染対策法に基づく届出に係る事務及び調査・指導を行っています。

土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届出数（令和6年度）

小郡市	8
うきは市	8
朝倉市	15
筑前町	3
大刀洗町	5
東峰村	3
計	42※

※1件の届出で複数の市町村に関係する場合には、それぞれの市町村に計上しています。

オ ダイオキシソ類関係

ダイオキシソ類対策特別措置法に基づき、管内の関係工場・事業場に対する立入検査を行い、規制の対象となる廃棄物焼却炉の届出及びダイオキシソ類の自主測定義務の履行について指導を行っています。

ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく特定施設を有する特定事業場数(令和7年3月31日現在)

区 分 市町村	大気基準適用施設			水質基準対象施設			
	廃棄物 焼却炉	その他 (アルミ 関連等)	計	焼却炉の 廃ガス洗浄 施設等	下水道 終末処理 施設	灰の貯留 施設	計
小郡市	1	0	1	0	0	0	0
うきは市	3	0	3	0	0	0	0
朝倉市	6	0	6	0	0	0	0
筑前町	2	0	2	0	0	0	0
大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0
東峰村	2	0	2	0	0	0	0
計	14	0	14	0	0	0	0

カ PRTR 法関係

事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届け出て、国がその結果を集計・公表しています。

PRTR 法に基づく届出数（令和6年度）

久留米市	14
小郡市	2
うきは市	2
朝倉市	10
筑前町	3
大刀洗町	0
東峰村	2
計	33

※電子申請は除く

福岡県行政組織規則上、当事務所が久留米市の PRTR 法の事務を所掌しています。

資 料

令和5年 北筑後保健福祉環境事務所管内人口動態

	出 生 (人口千対)		死 亡 (人口千対)		乳児死亡 (出生千対)		新生児死亡 (出生千対)		周産期死亡 (出産千対)		死 産 (出産千対)		婚 姻 (人口千対)		離 婚 (人口千対)		諸率の算出に 用いた人口 ※1	22週 以後の 死産数
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率		
全国	727,288	6.0	1,576,016	13.0	1,326	1.8	600	0.8	2,404	3.3	15,534	20.9	474,741	3.9	183,814	1.5	121,193,394	1,943
福岡県	33,942	6.8	62,153	12.4	60	1.8	24	0.7	104	3.1	787	22.7	20,549	4.1	8,512	1.7	5,011,000	86
管内	1,046	5.8	2,564	14.3	3	2.9	1	1.0	3	2.9	25	23.3	505	2.8	269	1.5	179,010	3
小郡市	332	5.7	654	11.3	3	9.0	1	3.0	1	3.0	6	17.8	142	2.4	75	1.3	58,074	1
うきは市	148	5.6	464	17.5	0	0.0	0	0.0	1	6.7	4	26.3	84	3.2	45	1.7	26,521	1
朝倉市	234	4.9	784	16.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	29.0	125	2.6	66	1.4	47,726	0
筑前町	214	7.2	416	14.0	0	0.0	0	0.0	1	4.7	7	31.7	92	3.1	47	1.6	29,701	1
東峰村	7	4.1	53	31.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	2.9	5	2.9	1,707	0
大刀洗町	111	7.3	193	12.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.9	57	3.7	31	2.0	15,281	0

出典:厚生労働省「人口動態統計」、福岡県「人口移動調査」

福岡県「人口移動調査(令和5年10月1日現在)より

各率の計算式

出生率＝出生数／人口×1000

死亡率＝死亡数／人口×1000

乳児死亡率＝乳児死亡数／出生数×1000

新生児死亡率＝新生児死亡数／出生数×1000

周産期死亡率＝周産期死亡数／(出生数＋妊娠満22週以後の死産数)×1000

死産率＝死産数／(出生数＋死産数)×1000

婚姻率＝婚姻件数／人口×1000

離婚率＝離婚件数／人口×1000

管内市町村別高齢化率

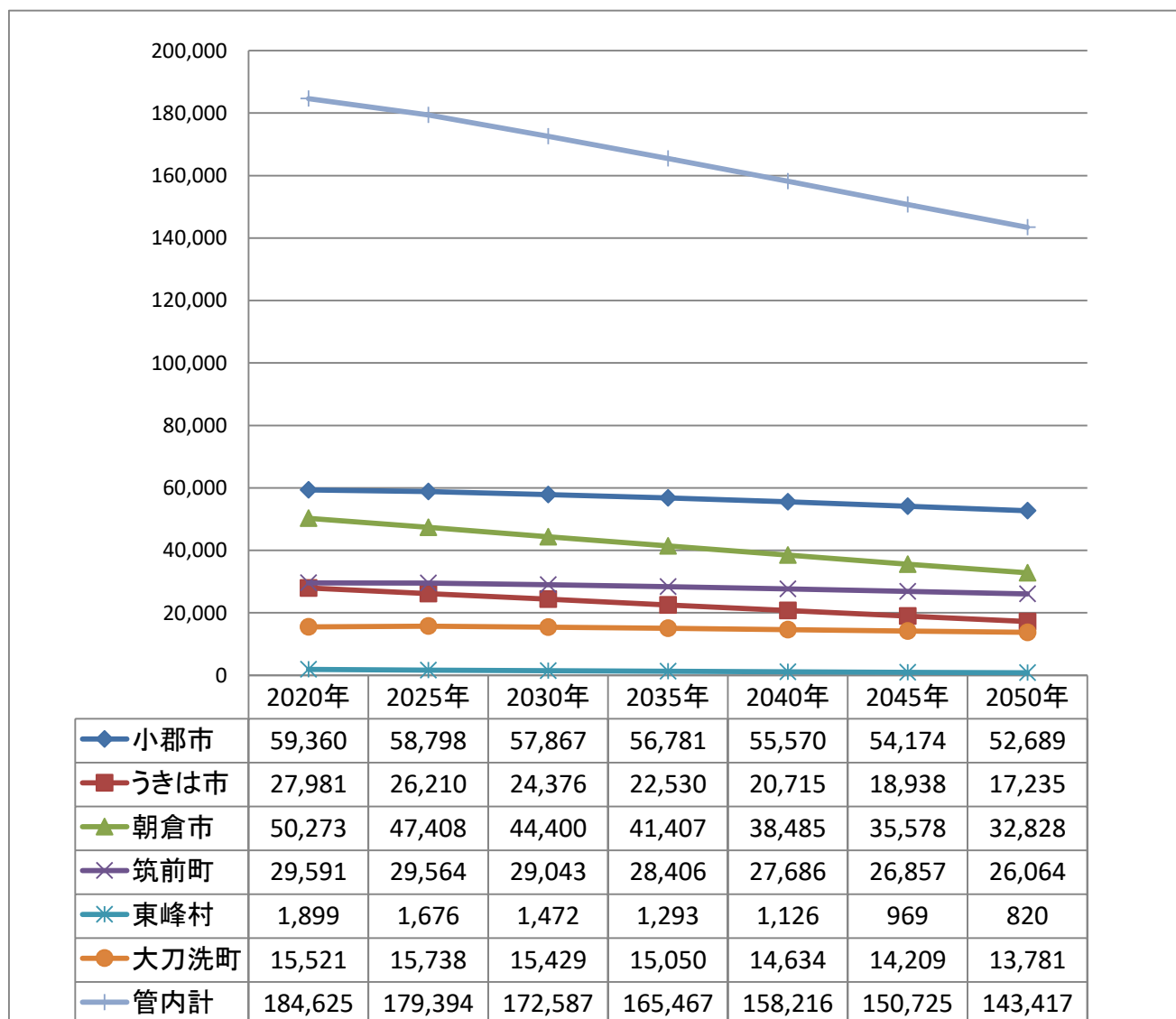
65歳以上人口一覧表（令和7年4月1日現在）

市町村名	総人口	65歳以上人口	高齢化率	順位高	75歳以上人口	後期高齢化率	順位高
小郡市	59,463	17,036	28.7%		9,671	16.3%	
うきは市	27,178	9,934	36.6%		5,681	20.9%	
朝倉市	49,752	17,960	36.1%		10,131	20.4%	
筑前町	30,854	9,274	30.1%		5,067	16.4%	
東峰村	1,749	846	48.4%	1	461	26.4%	2
大刀洗町	16,141	4,558	28.2%		2,475	15.3%	
管内計	185,137	59,608	32.2%		33,486	18.1%	
県計 (政令市、中核市除く)	2,255,155	698,354	31.0%		392,854	17.4%	

出典：福岡県65歳以上人口一覧表（市町村別）

※高齢化率は小数点以下第2位を四捨五入して転記。

管内将来推計人口（令和5年）



出典：『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』

管内死因順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)

北筑後保健福祉環境事務所管内	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
	令和元年 人 数 死亡率	2,214 1225.6	悪性新生物 585 323.8	心 疾 患 270 149.5	脳血管疾患 191 105.7	肺 炎 170 94.1	老 衰 118 65.3
	令和2年 人 数 死亡率	2,254 1242.2	悪性新生物 652 359.3	心 疾 患 289 159.3	脳血管疾患 177 97.5	老 衰 131 72.2	肺 炎 128 70.5
	令和3年 人 数 死亡率	2,334 1285.1	悪性新生物 620 341.4	心 疾 患 306 168.5	脳血管疾患 184 101.3	老 衰 177 97.5	肺 炎 135 74.3
	令和4年 人 数 死亡率	2,541 1409.1	悪性新生物 663 367.7	心 疾 患 334 185.2	老 衰 169 93.7	脳血管疾患 160 88.7	肺 炎 140 77.6
	令和5年 人 数 死亡率	2,564 1432.3	悪性新生物 634 354.2	心 疾 患 312 174.3	脳血管疾患 184 102.8	老 衰 178 99.4	肺 炎 163 91.1
	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
福岡県	令和元年 人 数 死亡率	54,099 1073.6	悪性新生物 15,705 311.7	心 疾 患 6,255 124.1	肺 炎 3,998 79.3	脳血管疾患 3,778 75.0	老 衰 3,308 65.6
	令和2年 人 数 死亡率	53,273 1053.8	悪性新生物 15,677 310.1	心 疾 患 6,458 127.7	老 衰 3,602 71.2	脳血管疾患 3,576 70.7	肺 炎 3,292 65.1
	令和3年 人 数 死亡率	56,410 1118.1	悪性新生物 15,860 314.4	心 疾 患 6,928 137.3	老 衰 4,246 84.2	脳血管疾患 3,696 73.3	肺 炎 3,055 60.6
	令和4年 人 数 死亡率	61,302 1218.7	悪性新生物 16,150 321.1	心 疾 患 7,270 144.5	老 衰 5,086 101.1	脳血管疾患 3,748 74.5	肺 炎 3,150 62.6
	令和5年 人 数 死亡率	62,153 1240.3	悪性新生物 15,940 318.1	心 疾 患 7,227 144.2	老 衰 5,521 110.2	脳血管疾患 3,740 74.6	肺 炎 3,162 63.1
	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
全国	令和元年 人 数 死亡率	1,381,093 1116.2	悪性新生物 376425 304.2	心 疾 患 207714 167.9	老 衰 121863 98.5	脳血管疾患 106552 86.1	肺 炎 95518 77.2
	令和2年 人 数 死亡率	1,372,755 1112.5	悪性新生物 378385 306.6	心 疾 患 205596 166.6	老 衰 132440 107.3	脳血管疾患 102978 83.5	肺 炎 78450 63.6
	令和3年 人 数 死亡率	1,439,856 1172.7	悪性新生物 381505 310.7	心 疾 患 214710 174.9	老 衰 152027 123.8	脳血管疾患 104595 85.2	肺 炎 73194 59.6
	令和4年 人 数 死亡率	1,569,050 1285.8	悪性新生物 385797 316.1	心 疾 患 232964 190.9	老 衰 179529 147.1	脳血管疾患 107481 88.1	肺 炎 74013 60.7
	令和5年 人 数 死亡率	1,576,016 1300.4	悪性新生物 382504 315.6	心 疾 患 231148 190.7	老 衰 189919 156.7	脳血管疾患 104533 86.3	肺 炎 75753 62.5
	年度	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位

出典:厚生労働省「人口動態統計」

※死亡率の算定は、福岡県「人口移動調査」、令和2年国勢調査の日本人人口を用いている。

※ICD-10に準拠した「選択死因分類」を用いている。

※心疾患は高血圧性を除く

管内市町村別死因順位及び死亡数の年次推移

(死亡率:人口*10万対死亡率)

	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
	令和元年 人 数 死亡率		悪性新生物 168 291.8	心疾患 62 107.7	脳血管疾患 48 83.4	肺炎 32 55.6	老衰 31 53.8
小 郡 市	令和2年 人 数 死亡率	579 993.9	悪性新生物 165 283.2	心疾患 97 166.5	脳血管疾患 53 91.0	老衰 31 53.2	肺炎 21 36.0
	令和3年 人 数 死亡率	600 1024.4	悪性新生物 178 303.9	心疾患 66 112.7	脳血管疾患 61 104.1	老衰 46 78.5	不慮の事故 22 37.6
	令和4年 人 数 死亡率	678 1162.1	悪性新生物 177 303.4	心疾患 109 186.8	老衰 46 78.8	脳血管疾患 45 77.1	肺炎 27 46.3
	令和5年 人 数 死亡率	654 1126.1	悪性新生物 179 308.2	心疾患 70 120.5	老衰 52 89.5	脳血管疾患 48 82.7	不慮の事故 30 51.7
	令和元年 人 数 死亡率	427 1546.7	悪性新生物 109 394.8	心疾患 52 188.4	脳血管疾患 33 119.5	肺炎 31 112.3	老衰 23 83.3
	令和2年 人 数 死亡率	409 1480.6	悪性新生物 123 445.3	心疾患 36 130.3	脳血管疾患 33 119.5	老衰 29 105.0	肺炎 22 79.6
う き は 市	令和3年 人 数 死亡率	454 1660.5	悪性新生物 116 424.3	心疾患 57 208.5	老衰 43 157.3	脳血管疾患 29 106.1	肺炎 19 69.5
	令和4年 人 数 死亡率	458 1696.5	悪性新生物 126 466.7	心疾患 62 229.7	老衰 33 122.2	不慮の事故 26 96.3	脳血管疾患 21 77.8
	令和5年 人 数 死亡率	464 1749.6	悪性新生物 99 373.3	心疾患 52 196.1	脳血管疾患 38 143.3	老衰 36 135.7	肺炎 26 98.0
	令和元年 人 数 死亡率	684 1387.5	悪性新生物 175 355.0	心疾患 71 144.0	肺炎 60 121.7	脳血管疾患 57 115.6	老衰 40 81.1
	令和2年 人 数 死亡率	734 1492.9	悪性新生物 217 441.4	心疾患 81 164.7	肺炎 58 118.0	脳血管疾患 51 103.7	老衰 38 77.3
	令和3年 人 数 死亡率	732 1492.7	悪性新生物 186 379.3	心疾患 90 183.5	脳血管疾患 62 126.4	肺炎 56 114.2	老衰 46 93.8
朝 倉 市	令和4年 人 数 死亡率	794 1644.0	悪性新生物 200 414.1	心疾患 86 178.1	肺炎 60 124.2	脳血管疾患 52 107.7	老衰 45 93.2
	令和5年 人 数 死亡率	784 1642.7	悪性新生物 194 406.5	心疾患 109 228.4	肺炎 74 155.1	脳血管疾患 48 100.6	老衰 41 85.9

筑前町	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
	令和元年 人 数 死亡率	330 1127.7	悪性新生物 74 252.9	心疾患 55 187.9	脳血管疾患・肺炎 各31 105.9		不慮の事故 12 41.0
	令和2年 人 数 死亡率	320 1091.4	悪性新生物 92 313.8	心疾患 43 146.7	脳血管疾患 26 88.7	肺炎 18 61.4	不慮の事故 13 44.3
	令和3年 人 数 死亡率	354 1198.1	悪性新生物 92 311.4	心疾患 66 223.4	肺炎 29 98.0	脳血管疾患 17 57.5	老衰 14 47.4
	令和4年 人 数 死亡率	378 1277.6	悪性新生物 110 371.8	心疾患 49 165.6	肺炎 22 74.4	脳血管疾患 21 71.0	老衰・不慮の事故 各14 47.3
	令和5年 人 数 死亡率	416 1400.6	悪性新生物 112 377.1	心疾患 56 188.5	肺炎 33 111.1	脳血管疾患 26 87.5	老衰 17 57.2
	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
東峰村	令和元年 人 数 死亡率	46 2374.8	悪性新生物 10 516.3	心疾患 8 413.0	老衰 5 258.1	脳血管疾患・肺炎 各4 206.5	
	令和2年 人 数 死亡率	57 3019.1	悪性新生物・心疾患 各13 688.6		老衰 9 476.7	肺炎 5 264.8	脳血管疾患 4 211.9
	令和3年 人 数 死亡率	37 1997.8	老衰 8 432.0	心疾患 7 378.0	悪性新生物 6 324.0	肺炎 5 270.0	脳血管疾患・自殺 各2 108.0
	令和4年 人 数 死亡率	54 3001.7	悪性新生物 14 778.2	心疾患 8 444.7	老衰 6 333.5	肺炎 4 222.3	脳血管疾患・腎不全 各2 111.2
	令和5年 人 数 死亡率	53 3104.9	老衰 9 527.2	悪性新生物 8 468.7	脳血管疾患 6 351.5	不慮の事故 5 292.9	心疾患・肺炎 各4 117.2
	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位
大刀洗町	令和元年 人 数 死亡率	182 1215.8	悪性新生物 49 327.3	心疾患 22 147.0	脳血管疾患 18 120.2	肺炎 12 80.2	老衰 9 60.1
	令和2年 人 数 死亡率	155 1020.2	悪性新生物 42 276.4	心疾患 19 125.1	老衰 18 118.5	脳血管疾患 10 65.8	腎不全・不慮の事故 各5 32.9
	令和3年 人 数 死亡率	157 1028.2	悪性新生物 42 275.0	心疾患・老衰 各20 131.0		脳血管疾患 13 85.1	肺炎 6 39.3
	令和4年 人 数 死亡率	179 1169.2	悪性新生物 36 235.2	老衰 25 163.3	心疾患 20 130.6	脳血管疾患 19 124.1	肺炎 8 52.3
	令和5年 人 数 死亡率	193 1263.0	悪性新生物 42 274.9	老衰 23 150.5	心疾患 21 137.4	脳血管疾患 18 117.8	不慮の事故 9 58.9
	年	死亡総数	1位	2位	3位	4位	5位

出典：厚生労働省「人口動態統計」

※死亡率の算定は、福岡県「人口移動調査」、令和2年国勢調査の日本人人口を用いている。

※ICD-10に準拠した「選択死因分類」を用いている。

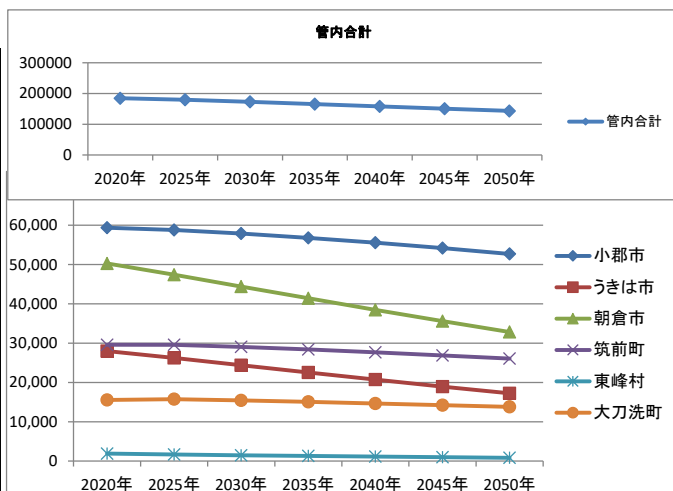
※心疾患は高血圧性を除く

市町村名	部位 年	食道	胃	結腸	直腸 S状結腸 移行部 及び直腸	肝及び 肝内胆 管	胆のう 及び その他の 胆道	膵	気管、 気管支 及び肺	乳房	子宮	白血病
北 筑 後 管 内	令和3年	12	69	57	21	53	41	64	103	23	17	16
	令和4年	21	61	77	32	44	33	74	122	13	12	21
	令和5年	12	46	70	26	51	31	67	111	27	18	12
小 郡 市	令和3年	2	18	16	4	12	11	17	38	12	7	4
	令和4年	8	16	21	8	12	10	20	29	4	1	6
	令和5年	3	14	17	7	20	9	15	24	8	6	8
う き は 市	令和3年	2	10	11	5	18	7	12	15	3	2	3
	令和4年	2	12	12	6	13	3	10	26	2	4	5
	令和5年	3	10	10	5	5	2	10	17	4	2	2
朝 倉 市	令和3年	5	19	20	8	11	12	17	30	6	6	5
	令和4年	6	20	23	6	6	13	24	44	3	2	8
	令和5年	4	17	27	7	15	8	24	38	8	3	1
筑 前 町	令和3年	2	17	9	3	7	9	7	14	2	0	3
	令和4年	4	7	13	6	9	6	12	20	4	2	1
	令和5年	1	1	12	4	7	11	12	26	4	5	1
東 峰 村	令和3年	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0
	令和4年	1	2	0	1	1	1	1	1	0	0	1
	令和5年	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0
大 刀 洗 町	令和3年	1	5	1	1	4	2	9	5	0	2	1
	令和4年	0	4	8	5	3	0	7	2	0	3	0
	令和5年	1	3	4	3	2	1	6	5	3	1	0
福 岡 県	令和3年	442	1,603	1,593	664	1,267	757	1,588	3,159	604	302	432
	令和4年	423	1,510	1,558	685	1,249	713	1,603	3,238	685	265	488
	令和5年	422	1,513	1,548	699	1,166	646	1,600	3,166	698	323	448
全 国	令和3年	10,958	41,624	36,773	15,645	24,102	18,172	38,579	76,212	14,908	6,818	9,124
	令和4年	10,918	40,711	37,236	15,852	23,620	17,756	39,468	76,663	16,021	7,157	9,759
	令和5年	10,750	38,771	37,394	15,737	22,908	17,239	40,175	75,762	15,763	7,137	9,869

出典:厚生労働省「人口動態統計」

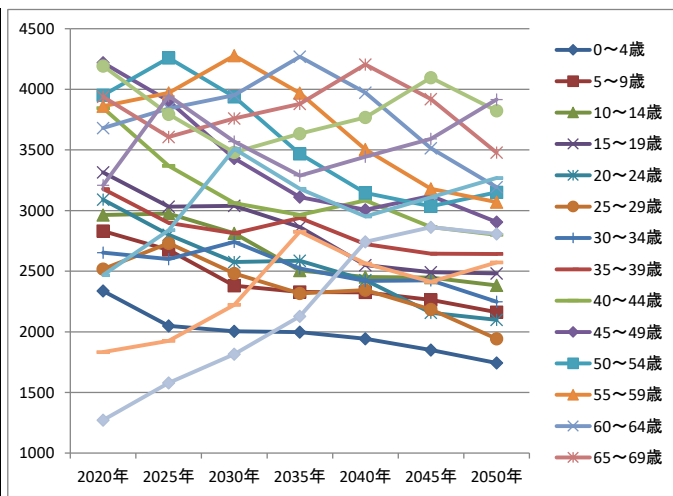
管内将来推計人口（令和5年）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
小郡市	59,360	58,798	57,867	56,781	55,570	54,174	52,689
うきは市	27,981	26,210	24,376	22,530	20,715	18,938	17,235
朝倉市	50,273	47,408	44,400	41,407	38,485	35,578	32,828
筑前町	29,591	29,564	29,043	28,406	27,686	26,857	26,064
東峰村	1,899	1,676	1,472	1,293	1,126	969	820
大刀洗町	15,521	15,738	15,429	15,050	14,634	14,209	13,781
計	184625	179394	172587	165467	158216	150725	143417



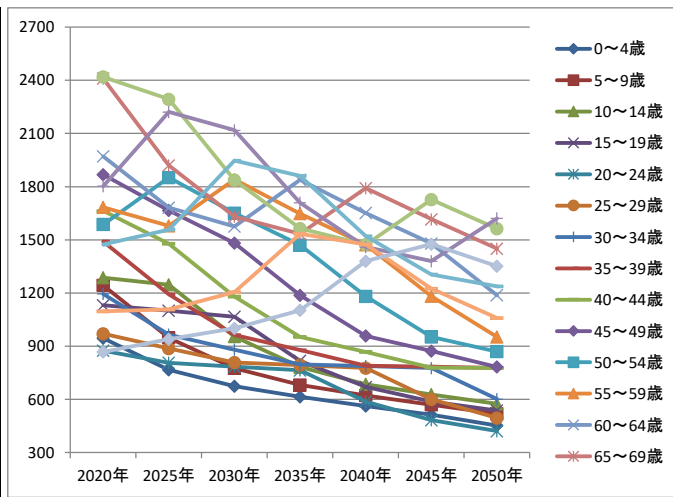
40216 小郡市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口令和5年10月推計)

総数	59360	58798	57867	56781	55570	54174	52689
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	2337	2049	2004	1998	1943	1850	1743
5～9歳	2831	2675	2380	2329	2325	2263	2162
10～14歳	2963	2975	2812	2505	2452	2448	2383
15～19歳	3315	3033	3040	2865	2550	2491	2482
20～24歳	3090	2801	2576	2586	2427	2157	2099
25～29歳	2518	2731	2482	2317	2344	2185	1943
30～34歳	2653	2600	2742	2523	2419	2425	2248
35～39歳	3179	2899	2813	2939	2723	2645	2642
40～44歳	3846	3368	3062	2963	3084	2865	2800
45～49歳	4219	3904	3430	3111	3006	3122	2906
50～54歳	3953	4259	3939	3469	3145	3036	3151
55～59歳	3862	3971	4278	3969	3504	3180	3070
60～64歳	3681	3843	3952	4269	3972	3515	3193
65～69歳	3938	3607	3760	3880	4205	3919	3478
70～74歳	4193	3794	3480	3635	3769	4097	3823
75～79歳	3209	3946	3570	3288	3444	3591	3916
80～84歳	2468	2839	3509	3180	2951	3109	3270
85～89歳	1833	1925	2223	2827	2564	2413	2572
90歳以上	1272	1579	1815	2128	2743	2863	2808



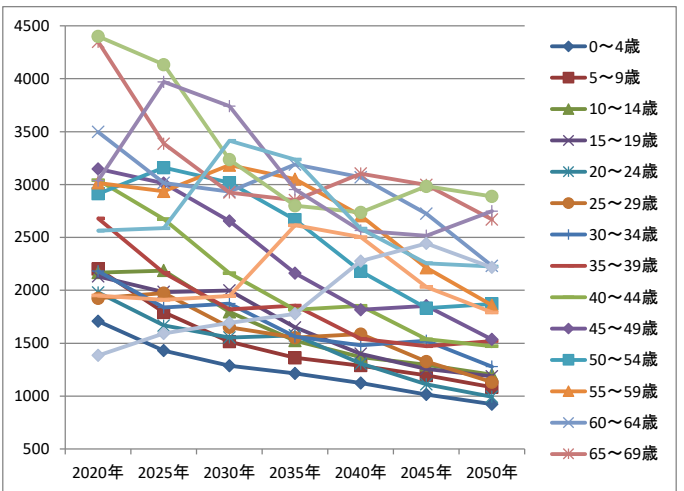
40225 うきは市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口（令和5年10月推計）

総数	27981	26210	24376	22530	20715	18938	17235
	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	945	767	674	615	563	513	453
5～9歳	1243	948	776	681	622	570	520
10～14歳	1287	1247	955	782	686	627	575
15～19歳	1131	1100	1066	818	670	588	537
20～24歳	875	807	785	764	588	483	421
25～29歳	970	887	808	794	777	600	495
30～34歳	1195	966	881	797	788	777	602
35～39歳	1491	1193	963	878	790	785	778
40～44歳	1663	1478	1180	952	868	780	778
45～49歳	1868	1666	1482	1187	958	873	783
50～54歳	1587	1851	1651	1471	1181	953	870
55～59歳	1684	1579	1840	1648	1472	1182	953
60～64歳	1971	1681	1576	1839	1652	1479	1188
65～69歳	2410	1920	1631	1533	1792	1616	1450
70～74歳	2419	2293	1837	1564	1473	1727	1563
75～79歳	1803	2221	2118	1709	1460	1380	1621
80～84歳	1474	1558	1947	1861	1521	1304	1238
85～89歳	1097	1108	1205	1534	1474	1225	1059
90歳以上	868	940	1001	1103	1380	1476	1351



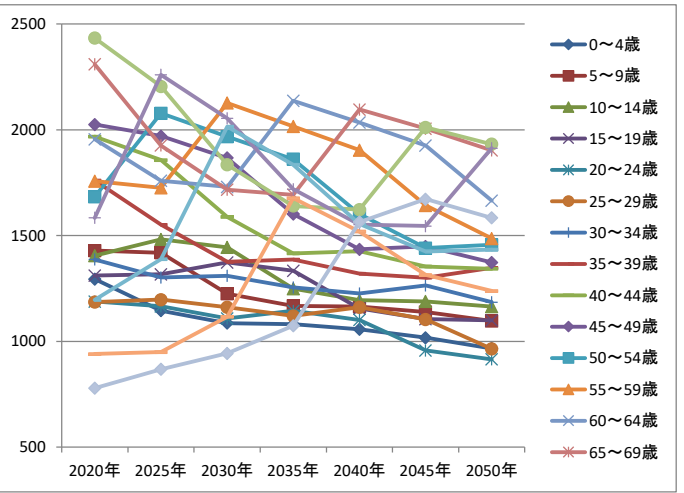
40228 朝倉市年齢(5歳)階級別データ将来推計人口 (令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	1707	1430	1286	1213	1124	1015	923
5～9歳	2202	1791	1515	1362	1288	1195	1084
10～14歳	2167	2187	1796	1524	1369	1295	1203
15～19歳	2132	1984	1999	1649	1400	1257	1187
20～24歳	1979	1667	1554	1574	1307	1111	993
25～29歳	1924	1973	1650	1552	1585	1325	1132
30～34歳	2181	1837	1875	1562	1481	1523	1279
35～39歳	2679	2163	1819	1855	1541	1471	1520
40～44歳	3041	2674	2161	1815	1853	1537	1472
45～49歳	3147	3013	2656	2161	1816	1854	1536
50～54歳	2913	3160	3017	2667	2181	1832	1872
55～59歳	3016	2935	3183	3051	2705	2212	1859
60～64歳	3497	3016	2934	3189	3068	2725	2231
65～69歳	4349	3386	2925	2852	3104	2996	2669
70～74歳	4401	4133	3236	2799	2736	2983	2888
75～79歳	3038	3970	3742	2953	2565	2515	2748
80～84歳	2564	2587	3413	3236	2583	2256	2224
85～89歳	1951	1911	1946	2615	2503	2032	1791
90歳以上	1385	1591	1693	1778	2276	2444	2217



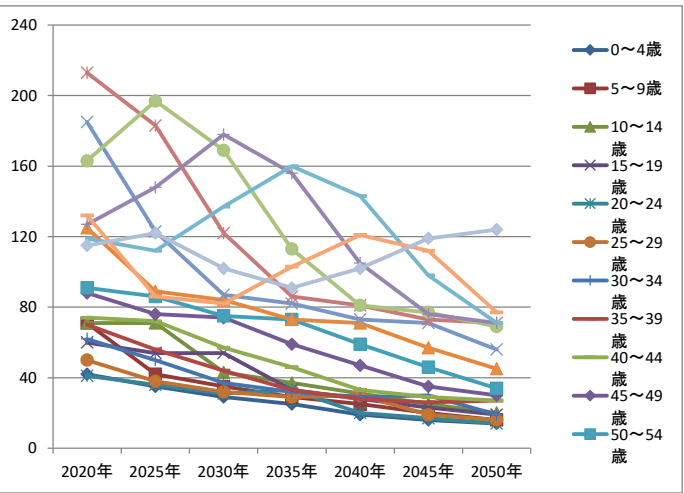
40447 筑前町年齢(5歳)階級別データ将来推計人口 (令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	1294	1145	1086	1081	1057	1017	966
5～9歳	1429	1419	1225	1168	1164	1139	1096
10～14歳	1405	1482	1444	1249	1194	1189	1164
15～19歳	1311	1317	1373	1333	1155	1105	1099
20～24歳	1188	1165	1108	1144	1101	957	915
25～29歳	1186	1197	1161	1120	1161	1103	965
30～34歳	1387	1302	1310	1255	1226	1264	1185
35～39歳	1760	1551	1376	1386	1320	1301	1347
40～44歳	1968	1857	1588	1416	1426	1354	1343
45～49歳	2025	1970	1867	1602	1435	1448	1373
50～54歳	1683	2078	1968	1861	1601	1441	1456
55～59歳	1757	1726	2127	2016	1904	1642	1486
60～64歳	1955	1759	1730	2137	2035	1925	1665
65～69歳	2310	1926	1717	1693	2096	2005	1903
70～74歳	2434	2205	1835	1640	1622	2011	1932
75～79歳	1584	2260	2054	1719	1552	1545	1913
80～84歳	1196	1388	2015	1835	1554	1425	1434
85～89歳	940	949	1116	1677	1519	1314	1238
90歳以上	779	868	943	1074	1564	1672	1584



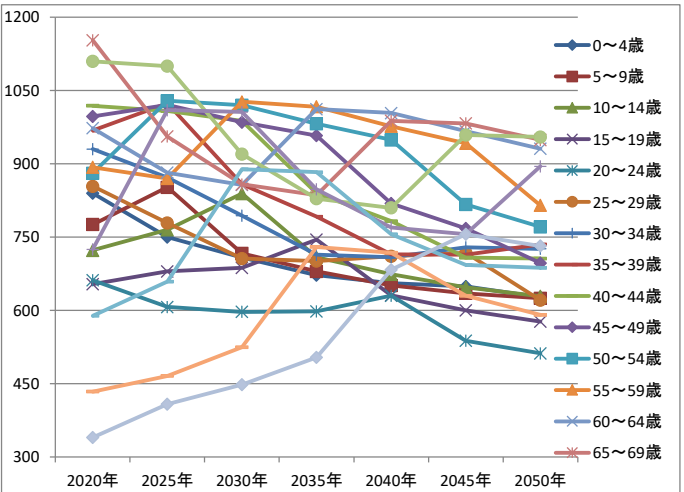
40448 東峰村年齢(5歳)階級別データ将来推計人口 (令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	42	35	29	25	19	16	14
5～9歳	71	42	35	29	25	20	16
10～14歳	71	71	43	37	31	25	20
15～19歳	60	54	54	33	28	23	19
20～24歳	41	36	31	33	20	17	14
25～29歳	50	38	32	29	30	19	16
30～34歳	62	50	37	32	29	30	19
35～39歳	70	56	44	33	28	26	27
40～44歳	74	72	57	46	33	29	27
45～49歳	88	76	74	59	47	35	30
50～54歳	91	86	75	73	59	46	34
55～59歳	125	89	84	73	71	57	45
60～64歳	185	123	87	82	73	71	56
65～69歳	213	183	122	86	81	73	71
70～74歳	163	197	169	113	81	77	69
75～79歳	127	148	178	156	105	76	71
80～84歳	119	112	137	160	143	98	71
85～89歳	132	86	82	103	121	112	77
90歳以上	115	122	102	91	102	119	124



40503 大刀洗町年齢(5歳)階級別データ将来推計人口 (令和5年10月推計)

総数	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
0～4歳	840	750	708	672	656	649	627
5～9歳	776	852	717	680	651	635	625
10～14歳	723	765	839	709	674	647	629
15～19歳	654	680	687	745	631	600	577
20～24歳	662	607	597	598	630	538	512
25～29歳	854	779	706	701	711	718	621
30～34歳	930	872	794	714	709	729	726
35～39歳	968	1024	858	792	715	714	735
40～44歳	1019	1008	988	840	783	708	706
45～49歳	997	1021	985	958	819	768	697
50～54歳	881	1029	1020	982	949	817	771
55～59歳	893	870	1027	1017	977	942	815
60～64歳	973	882	857	1012	1004	967	931
65～69歳	1153	956	858	836	988	983	949
70～74歳	1110	1100	920	829	810	959	955
75～79歳	725	1010	1006	848	770	756	895
80～84歳	589	659	889	883	756	693	687
85～89歳	434	466	525	730	718	630	591
90歳以上	340	408	448	504	683	756	732



発 行

福岡県北筑後保健福祉環境事務所

〒838-0068

福岡県朝倉市甘木2014-1

電話：0946-22-4184

FAX：0946-24-9260



福岡県行政資料	
分類番号	所属コード
GA	4403184
登録年度	登録番号
07	0001